

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 7 0 号
発行日 平成 3 0 年 4 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○ 条 例

- ・綾部市功労者表彰条例の制定
(秘書広報課)・・・1
- ・綾部市指定居宅介護支援等の
事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の制定
(高齢者支援課)・・・3
- ・綾部市ものづくり交流館の設
置及び管理に関する条例の制
定
(商工労政課)・・・15
- ・綾部市行政手続における特定
の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個
人情報の提供に関する条例の
一部改正
(民生児童課)・・・18
- ・綾部市一般職職員の育児休業
等に関する条例の一部改正
(総務課)・・・19
- ・綾部市立幼稚園保育料等に関
する条例の一部改正
(学校教育課)・・・20
- ・綾部市公民館の設置及び管理
に関する条例の一部改正
(社会教育課)・・・21
- ・綾部市特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の
一部改正
(民生児童課)・・・22
- ・綾部市国民健康保険条例の一
部改正
(市民・国保課)・・・23

- ・綾部市後期高齢者医療に関す
る条例の一部改正
(市民・国保課)・・・27
- ・綾部市介護保険条例の一部改
正
(高齢者支援課)・・・28
- ・綾部市指定地域密着型サービ
スの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例
の一部改正
(高齢者支援課)・・・29
- ・綾部市指定地域密着型介護予
防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに指定地域密
着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定め
る条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・36
- ・綾部市指定介護予防支援等の
事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条
例の一部改正
(高齢者支援課)・・・38
- ・綾部市特定用途制限地域内
における建築物等の用途の制限
に関する条例の一部改正
(都市計画課)・・・40
- ・綾部市都市公園条例の一部改
正
(都市計画課)・・・41
- ・綾部市火災予防条例の一部改
正
(予防課)・・・42
- ・綾部市消防団員等公務災害補
償条例の一部改正
(管理課)・・・55

・綾部市保育及び教育の実施に関する条例の廃止 (民生児童課)・・・57	・綾部市介護保険条例施行規則の一部改正 (高齢者支援課)・・・80
・綾部市君尾山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の廃止 (農林課)・・・58	・綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部改正 (高齢者支援課)・・・91
・綾部市市税条例の一部改正 (税務課)・・・59	・綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正 (税務課)・・・95
○規 則	○告 示
・綾部市ものづくり交流館の管理及び運営規則の制定 (商工労政課)・・・64	・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課)・・・100
・綾部市事務分掌規則の一部改正 (総務課)・・・69	・平成30年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 (税務課)・・・101
・綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正 (民生児童課)・・・70	・綾部市UIターン介護人材確保事業補助金交付要綱の一部改正 (高齢者支援課)・・・102
・綾部市保育所等保育料に関する規則の一部改正 (民生児童課)・・・74	・綾部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱の一部改正 (高齢者支援課)・・・103
・綾部市消防本部規則の一部改正 (消防本部)・・・75	・平成30年3月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表 (財政課)・・・109
・綾部市消防団規則の一部改正 (消防本部)・・・76	・綾部市外部の労働者からの公益通報の処理に関する要綱の制定 (総務課)・・・110
・綾部市保育及び教育の実施に関する条例施行規則の廃止 (民生児童課)・・・77	・綾部市産後ケア事業実施要綱の制定 (保健推進課)・・・112
・綾部市君尾山キャンプ場の管理及び運営規則の廃止 (農林課)・・・78	・綾部市篤志者表彰規程の制定 (秘書広報課)・・・118
・綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (消防本部)・・・79	

- ・綾部市緑の担い手育成事業費
補助金交付要綱の制定
(農林課)・・・119
- ・綾部市ファミリー・サポート
・センター事業実施要綱の一
部改正
(民生児童課)・・・134
- ・綾部市税等口座振替収納事務
取扱要領の一部改正
(民生児童課)・・・135
- ・綾部市民間保育所等補助金交
付要綱の一部改正
(民生児童課)・・・136
- ・綾部市要保護児童対策地域協
議会設置要綱の一部改正
(民生児童課)・・・137
- ・綾部市障害者グループホーム
整備推進事業補助金交付要綱
の一部改正
(福祉課)・・・138
- ・綾部市多子軽減措置に伴う障
害児通所給付費支給要綱の一
部改正
(福祉課)・・・139
- ・あやべ桜が丘団地新築促進補
助金交付要綱の一部改正
(定住・地域政策課)・・・140
- ・綾部市介護用品支給事業実施
要綱の一部改正
(高齢者支援課)・・・141
- ・伝統産業黒谷和紙技能後継者
育成事業費補助金交付要綱の
一部改正
(商工労政課)・・・145
- ・綾部市運転免許証返納者あや
べ市民バス回数券等交付要綱
の一部改正
(市民協働課)・・・149
- ・綾部市介護予防・日常生活支
援総合事業実施要綱の一部改
正
(高齢者支援課)・・・151
- ・綾部市介護予防・日常生活支
援総合事業における指定事業
者の指定等に関する要綱の一
部改正
(高齢者支援課)・・・153
- ・綾部市障害者短期入所サービ
ス利用支援事業実施要綱の廃
止
(福祉課)・・・154
- ・綾部市在宅重症心身障害児者
ショートステイ利用支援事業
補助金交付要綱の廃止
(福祉課)・・・155
- ・綾部市指定地域密着型サービ
ス事業者廃止告示
(高齢者支援課)・・・156
- ・地縁団体変更告示(安国寺自
治会)
(市民協働課)・・・157
- ・平成30年度綾部市一般廃
棄物処理計画
(環境保全課)・・・158
- ・平成30年度固定資産の価格
等の登録
(税務課)・・・171
- ・し尿くみ取り券の売りさばき
人の告示
(環境保全課)・・・172
- ・綾部市下水道使用料等及び簡
易水道料金の徴収業務等の委
託告示
(上水道課)・・・174

<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道料金の徴収業務等の委託告示 (上水道課)・・・175 ・ 綾部市公共下水道供用開始告示 (下水道課)・・・176 ・ 綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務の委託告示 (保健推進課)・・・178 ・ 犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務の委託告示 (保健推進課)・・・179 ・ 収納事務の委託告示 (税務課)・・・180 ・ ふるさと納税収納代行事務の委託告示 (秘書広報課)・・・182 ○ 訓 令 甲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の制定 (総務課)・・・183 ・ 綾部市特定個人情報取扱規程の制定 (総務課)・・・187 ○ 公 告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公示送達 (税務課)・・・200 ・ 綾部市下水道排水設備指定業者の一部変更の公表について (下水道課)・・・201 ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・202 ・ 綾部農業振興地域整備計画の変更について (農林課)・・・203 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示送達 (市民・国保課)・・・205 ・ 所有不動産の登記移転等に係る公告 (農林課)・・・206 ・ 綾部市下水道排水設備指定業者の公表について (下水道課)・・・208 ○ 水道事業管理規程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 綾部市上下水道部事務分掌規程の一部改正 ・・・209 ○ 消防長訓令甲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 綾部市消防署組織規程の一部改正 ・・・210 ○ 教育委員会規則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正 ・・・211 ・ 綾部市公民館の管理及び運営規則の一部改正 ・・・212 ○ 教育委員会告示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年第3回綾部市教育委員会招集告示 ・・・213 ○ 選挙管理委員会告示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ・・・214 ・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 ・・・215 ・ 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数 ・・・216
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所 <p style="text-align: right;">・・・ 217</p> ・平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所 <p style="text-align: right;">・・・ 219</p> ・平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理人 <p style="text-align: right;">・・・ 220</p> ・平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理人 <p style="text-align: right;">・・・ 222</p> ・平成30年4月8日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻の繰り上げ <p style="text-align: right;">・・・ 224</p> ・平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時 <p style="text-align: right;">・・・ 225</p> ・平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理人 <p style="text-align: right;">・・・ 226</p> ・平成30年4月8日の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時 <p style="text-align: right;">・・・ 227</p> ・投票管理者職務代理人の変更について <p style="text-align: right;">・・・ 228</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の投票管理者職務代理人の変更について <p style="text-align: right;">・・・ 229</p> ○公平委員会規則 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 <p style="text-align: right;">・・・ 230</p> ○十倉財産区告示 <ul style="list-style-type: none"> ・綾部市十倉財産区議会招集告示 <p style="text-align: right;">・・・ 231</p>
--	--

綾部市功労者表彰条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第1号

綾部市功労者表彰条例

綾部市功労者表彰条例（昭和34年綾部市条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の功労者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰）

第2条 本市は、本市の自治行政の進展及び公益に寄与し、功績顕著な者で次の各号のいずれかに該当するものを功労者として表彰する。ただし、第1号から第5号までの職に、現に在職している者については、この限りでない。

- (1) 4年以上市長の職にあった者
 - (2) 12年以上市議会議員の職にあった者
 - (3) 8年以上副市長の職にあった者
 - (4) 12年以上教育長の職にあった者
 - (5) 15年以上教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員の職にあった者
 - (6) 公益のため本市に対し500万円以上の私財を寄附した者（負担付きの寄附をした者で市長が不相当と認めるもの又は当該寄附に対する返礼品を受領した者を除く。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の発展又は公益に多大の貢献があった者で市長が相当と認めるもの
- 2 前項第1号から第5号までの職にそれぞれあった者の在任期間の計算は、その者の就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。
- 3 第1項第2号から第5号までの職において、前後の職を異にしたときは、その異なる職の在任期間ごとに、これらの号に定める期間の比率を計算してこれを通算する。
- 4 同時に2以上の職に在任する期間があったときは、そのいずれかの一の在任期間による。
- 5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、功労者としてすることができない。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (2) その職務の品位を著しく汚したと認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、功労者として表彰するにふさわしくない行為があったと認められる者

(諮問)

第3条 市長は、表彰を受ける者を決定するに当たっては、綾部市功労者表彰審査委員会に諮問するものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年8月1日(市制施行記念日)に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(表彰の実施)

第5条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(功労者名簿等)

第6条 市長は、表彰を受けた者を功労者名簿に登録し、その功績を永く伝えるとともに、その氏名及び表彰の事由を公示するものとする。

(追彰)

第7条 功労者に該当すべき者が死亡者であるときは、これを追彰することができる。

(待遇)

第8条 功労者に対しては、次に掲げる待遇をする。

- (1) 市の行う主要な儀式又は公会への招待
- (2) 死亡したときにおける弔辞及び供典
- (3) その他市長が必要と認める待遇

(待遇の停止及び表彰の取消し)

第9条 功労者が、第2条第5項各号のいずれかに該当したときは、待遇を停止し、又は表彰を取り消すものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の綾部市功労者表彰条例第2条第1項第3号に規定する収入役として在職した期間を有する者は、この条例による改正後の綾部市功労者表彰条例第2条第1項第4号中「教育長」とあるのは、「収入役又は教育長」と読み替えて同条例の規定を適用する。

(綾部市附属機関設置条例の一部改正)

3 綾部市附属機関設置条例(昭和46年綾部市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「綾部市功労者表彰条例(昭和34年綾部市条例第13号)」を「綾部市功労者表彰条例(平成30年綾部市条例第1号)」に改める。

綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第2号

綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第3章 運営に関する基準（第6条—第31条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（指定居宅介護支援の事業の一般原則）

第2条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人（綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号イ及びエに掲げる者を除く。）とする。

2 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、綾部市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講じるよう努めなければならない。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで

きるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。
（管理者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- （2）管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなけ

ればならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

- 第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

- 第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただ

し、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」

という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第1項に規定する勤務の体制に係る記録

(2) 指定居宅介護支援の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第2条及び第3条並びに前2章(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条(第20号に係る部分に限る。)(第32条において準用する場合を含む。)の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第3号

綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域産業の振興及び地域の人材育成等に資するため、綾部市ものづくり交流館を次のとおり設置する。

名 称	位 置
綾部市ものづくり交流館	綾部市青野町西馬場下33番地の1

(業務)

第3条 綾部市ものづくり交流館（以下「交流館」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 各種研修、情報交換等の場の提供
- (2) 地域産業等の交流に関する業務
- (3) 地域産業等における人材育成に関する業務
- (4) 市内企業等の紹介に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 交流館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 交流館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第6条 市長は、交流館を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させるこ

とができる。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、附属設備、器具その他工作物（以下「施設等」という。）を破損するおそれのあるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則、条件若しくは指示に違反するとき。
- (6) 交流館の管理上支障のあるとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が特にその使用を不相当と認めるとき。

2 交流館の展示スペースは、同一の者について引き続き1月を超えて使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（使用料）

第7条 交流館を使用しようとする者は、別表に定める使用料を使用申込みと同時に納付しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が還付することを特に認めた場合は、この限りでない。

（使用者の禁止事項）

第9条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償責任）

第10条 使用者は、交流館の施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

（市の免責）

第11条 交流館の施設等の使用により、又は第6条の規定に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市は、一切の責任を負わない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

交 流 館 使 用 料

区 分	使 用 料
多目的ホール	1時間当たり2,500円
展示スペース	1回当たり5,000円

備考

- 1 営利を目的とする場合（多目的ホールの使用に限る。）の使用料は、基本額の2倍の額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合（多目的ホールの使用に限る。）は、使用料の2分の1の額を加算する。
- 3 この表において「1回」とは、第5条の規定により使用を許可した期間をいう。

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第4号

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年綾部市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3 削除	
------	--

別表第2の16の項を次のように改める。

16 削除		
-------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 綾部市保育及び教育の実施に関する条例を廃止する条例(平成30年綾部市条例第19号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による廃止前の綾部市保育及び教育の実施に関する条例(平成15年綾部市条例第50号)の規定に基づき徴収する保育料に係る事務については、なお従前の例による。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第5号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は綾部市保育及び教育の実施に関する条例（平成15年綾部市条例第50号）第2条第1号に規定する幼児園」を「又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第6号

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例（平成27年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「若しくは幼児園」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第7号

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市公民館の設置及び管理に関する条例（平成11年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 綾部市志賀郷公民館の項を次のように改める。

綾部市志賀郷公民館	多目的ホール	1,800	2,400	4,200	3,000	7,200	
	集会室	600	800	1,400	1,100	2,500	
	会議室	400	500	900	700	1,600	
	研修室	300	400	700	500	1,200	
	和室	2室利用	600	800	1,400	1,000	2,400
		1室利用	300	400	700	500	1,200
	調理実習室	600	800	1,400	1,000	2,400	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第8号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾部市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第9号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 本市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第10条中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第10条の2各号を次のように改める。

（1）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要す

る費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

（２）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第 7 4 条の規定による補助金の額

イ 法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第 7 5 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「初日」を「前年度及びその直前の 2 か年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第 3 号ア中「初日」を「前年度及びその直前の 2 か年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第 1 5 条の 6 中「5 4 万円」を「5 8 万円」に改める。

第 1 5 条の 6 の 2 各号を次のように改める。

（１）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

（２）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の規定により交付を受け

る補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の6の5第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第15条の7各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の11第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第19条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第25条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

第27条第4項中「保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の財源調整並びに保健事業」を「保険給付、国民健康保険事業費納付金の納付及び保健事業の実施に要する財源に充てる場合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第10号

綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

綾部市後期高齢者医療に関する条例（平成20年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第11号

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例

綾部市介護保険条例（平成12年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の」に、「（以下「合計所得金額」という。）」を「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改め、同項第7号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に、「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第8号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に、「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第12号

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年綾部市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「の各号」及び「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

（12）介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第25条第3項中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同条第4項中「次条第11項」を「次条第10項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第42条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）第32条第1項に規定する勤務の体制に係る記録

（2）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第42条第2項中「の各号」を削り、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改める。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第58条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第56条第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定夜間対応型訪問介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第58条第2項中「の各号」を削る。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の19第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第59条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定地域密着型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第59条の19第2項中「の各号」を削る。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の37第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次条において準用する第59条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定療養通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第59条の37第2項中「の各号」を削る。

第59条の38中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「以下同じ。))の事業」を「以下同じ。)の事業」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。))」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第79条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号

を加える。

- (1) 次条において準用する第59条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定認知症対応型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第79条第2項中「の各号」を削る。

第82条第1項中「小規模多機能型居宅介護、（第7項）」を「小規模多機能型居宅介護（第7項）」に、「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」に改め、同条第7項中「（以下「本体事業所」という。）」を「（以下この章において「本体事業所」という。）」に改める。

第83条第3項、第84条及び第103条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第107条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次条において準用する第59条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第107条第2項中「の各号」を削る。

第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第127条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第123条第1項に規定する勤務の体制に係る記録

(2) 指定認知症対応型共同生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第127条第2項中「の各号」を削る。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第148条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第146条第1項に規定する勤務の体制に係る記録

(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第148条第2項中「の各号」を削る。

第151条第3項中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に、「（平成11年厚生労働省令第39号）」を「（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。））」に改め、「規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に、「併設する場合の介護職員」を「併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第176条第1項中「しておかななければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第169条第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第176条第2項中「の各号」を削る。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に改め、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第9項を第12項とし、同条第8項中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事

業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「事業所にあつては、登録定員」を「事業所にあつては登録定員」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第201条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次条において準用する第59条の13第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第201条第2項中「の各号」を削り、同項第5号中「第199条第10項」を「第199条第9項」に改める。

第202条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第13号

綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「以下同じ。）」の事業」を「以下同じ。）」の事業」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第40条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第28条第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第40条第2項中「の各号」を削る。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）

第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院」に改める。

第45条第3項、第46条及び第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第64条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次条において準用する第28条第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第64条第2項中「の各号」を削る。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。
第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第81条第1項に規定する勤務の体制に係る記録
- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第85条第2項中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第14号

綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年綾部市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「ものである」を「ものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項で」を「第7項に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第9条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第13条中「法第58条第2項」を「同条第1項」に改め、「対価をいう。以下同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の見出し中「サービス」の次に「等」を加える。

第30条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第31条第1項中「しておかなければならない」を「し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の各号

を加える。

(1) 第21条第1項に規定する勤務の体制に係る記録

(2) 指定介護予防支援の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第31条第2項第2号エ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改め、同号オ中「第33条第16号」を「第33条第17号」に改める。

第33条第9号中「作成のために介護予防サービス計画」を「作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に改め、同条第28号を同条第30号とし、同条第27号を同条第29号とし、同条第26号中「同条第1項」を「同項」に、「若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については」を「又は地域密着型介護予防サービスの種類については」に改め、同号を同条第28号とし、同条第22号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第20号中「退所」を「退所を」に改め、同号を同条第21号とし、同条第19号中「入院又は入所」を「入院若しくは入所」に改め、同号を同条第20号とし、同条第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第35条中「第13条第1項」を「第13条」に、「法第58条第2項」を「同条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第15号

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（平成28年綾部市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 田園居住地区の項中「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に、「レディミクストコンクリート」を「レディーミクストコンクリート」に、「かま」を「窯」に、「第130条の9の4」を「第130条の9の6」に改め、同表特定沿道地区の項中「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に改める。

別表第2 田園居住地区の項中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に、「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に改め、同表特定沿道地区の項中「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第16号

綾部市都市公園条例の一部を改正する条例

綾部市都市公園条例（昭和42年綾部市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条の5に次の1項を加える。

6 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第17号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和37年綾部市条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第9中「法第11条第1項前段の規定による設置の許可」の次に「の申請に対する
審査」を加え、

「

		準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	530,000円
	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	830,000円
	屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,010,000円
	定屋外タンク貯蔵所(次の区分において「浮き屋根式特定	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,120,000円
	屋外タンク貯蔵所」という。)	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上	1,420,000円

条 例

浮き蓋付の特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所という。」及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	100,000キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	3,880,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,100,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,290,000円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,130,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,340,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000	1,500,000円

を

条 例

	キロリットル以上 50,000キロ リットル未満の もの	
	危険物の貯蔵最大 数量が50,000 キロリットル以上 100,000キロ リットル未満の もの	1,830,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が100,000 キロリットル以上 200,000キロ リットル未満の もの	2,140,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が200,000 キロリットル以上 300,000キロ リットル未満の もの	4,350,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が300,000 キロリットル以上 400,000キロ リットル未満の もの	5,570,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	6,770,000円
岩盤タン クに係る 屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル未満 のもの	5,750,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が400,000	7,250,000円

条 例

	キロリットル以上 500,000キ ロリットル未満の もの	
	危険物の貯蔵最大 数量が500,000 キロリットル以上 のもの	10,700,000円

「

	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤 タンクに係る屋外タンク貯蔵 所を除く。）	570,000円
特定屋外 タンク貯 蔵所（浮 き屋根を 有する特 定屋外貯 蔵タンク のうち総 務省令で 定めるも のに係る	危険物の貯蔵最大 数量が1,000 キロリットル以上 5,000キロリ ットル未満のもの	880,000円
特定屋外 タンク貯 蔵所（以下 この項に おいて「浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所」とい う。）	危険物の貯蔵最大 数量が5,000 キロリットル以上 10,000キロ リットル未満のも の	1,070,000円
特定屋外 タンク貯 蔵所（以下 この項に おいて「浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所」とい う。）	危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上 50,000キロ リットル未満のも の	1,200,000円
特定屋外 タンク貯 蔵所（以下 この項に おいて「浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所」とい う。）	危険物の貯蔵最大 数量が50,000 キロリットル以上 100,000キ ロリットル未満の もの	1,520,000円
特定屋外 タンク貯 蔵所（以下 この項に おいて「浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所」とい う。）	危険物の貯蔵最大 数量が100,000	1,780,000円

条 例

		ち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	キロリットル以上 200,000キ ロリットル未満の もの	
			危険物の貯蔵最大 数量が200,000 キロリットル以上 300,000キ ロリットル未満の もの	4,070,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が300,000 キロリットル以上 400,000キ ロリットル未満の もの	5,340,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	6,490,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が1,000 キロリットル以上 5,000キロリ ットル未満のもの	1,180,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が5,000 キロリットル以上 10,000キロ リットル未満のも の	1,410,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上 50,000キロ リットル未満のも の	1,580,000円

に、

条 例

	危険物の貯蔵最大 数量が50,000 キロリットル以上 100,000キ ロリットル未満の もの	1,940,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が100,000 キロリットル以上 200,000キ ロリットル未満の もの	2,260,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が200,000 キロリットル以上 300,000キ ロリットル未満の もの	4,550,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が300,000 キロリットル以上 400,000キ ロリットル未満の もの	5,820,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	7,070,000円
岩盤タン クに係る 屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル未満 のもの	5,930,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 500,000キ ロリットル未満の もの	7,470,000円

条 例

	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	10,900,000円
--	-------------------------------	-------------

基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	700,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	920,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000円
	溶接	危険物の貯蔵最大数量が

条 例

部 検 査	1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所		を
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	630,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	990,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以 上200,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以 上300,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以 上400,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,060,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵所	4,650,000円	
	岩 盤 タ ン ク 検 査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以 上500,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所		12,400,000円	
危険物の貯蔵最大数量が		17,000,000円	

条 例

		500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所
--	--	----------------------------

「

基礎・ 地盤 検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以 上200,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以 上300,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以 上400,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円
	溶接 部検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の

」

	特定屋外タンク貯蔵所		
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円	に、
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以 上200,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以 上300,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以 上400,000キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以 上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円	
岩 盤 タ ン ク 検 査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所	9,320,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以 上500,000キロリットル 未満の屋外タンク貯蔵所	12,600,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 500,000キロリットル以 上の屋外タンク貯蔵所	17,300,000円	

」

「

8	法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	430,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	960,000円
			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,210,000円
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	2,950,000円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	3,620,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	4,170,000円
		岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	2,660,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル	3,190,000円

を

		以上500,000キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	4,790,000円

8	法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	320,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	460,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	750,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,020,000円
			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,300,000円
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	3,150,000円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	3,870,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	4,460,000円

に

条 例

岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	2,690,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	3,230,000円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	4,830,000円

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第18号

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年綾部市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「状態となった」を「状態となつた」に、「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に、「又は水防法」を「、水防法」に、「若しくは災害対策基本法第65条第1項」を「、災害対策基本法第65条第1項」に、「及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項」を「及び同項」に、「応急措置の業務に従事し若しくは協力隊員が訓練に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）又は協力隊の訓練に従事した者（以下「協力隊員」という。）」を「応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）又は協力隊の訓練に従事した者（以下「協力隊員」という。）」に、「若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事し若しくは協力隊員が」を「救急業務に協力し、応急措置の業務に従事し、若しくは」に、「負傷し若しくは疾病」を「負傷し、若しくは疾病」に改める。

第5条第3項中「第1号に該当する扶養親族については333円」を「第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の綾部市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた綾部市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事

由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

綾部市保育及び教育の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第19号

綾部市保育及び教育の実施に関する条例を廃止する条例

綾部市保育及び教育の実施に関する条例（平成15年綾部市条例第50号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の綾部市保育及び教育の実施に関する条例の規定に基づき徴収する保育料については、なお従前の例による。

綾部市君尾山キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第20号

綾部市君尾山キャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

綾部市君尾山キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成7年綾部市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第21号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和37年綾部市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第39条第3項」を「第39条第5項」に、「第40条第2項、第42条」を「第40条第2項、第42条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第15条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第26条第2項中「によつて」を「により」に、「第2条第2項ただし書き」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第38条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第38条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第38条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第39条第7項中「第42条第2項」を「第42条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「、前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定に

より申告納付すべき法人税割額から控除する。

第42条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第39条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第42条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第40条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第42条に次の2項を加える。

5 第39条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第42条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第40条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

第42条の6中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第43条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第6条の2第1項中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改め、同条第2項中「第42条」を「第42条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第6条の2の2第1項中「第42条に」を「第42条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第11条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第10項とする。

附則第11条の3第3項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第4項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第5項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第6項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第7項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

10 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定

する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかを別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第12条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第13条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条の3中「(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第18条」を「(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第16条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第16条の2中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第16条の3中「平成27年改正法附則第18条」を「平成30年改正法附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第17条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第20条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）第42条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

綾部市ものづくり交流館の管理及び運営規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第3号

綾部市ものづくり交流館の管理及び運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市ものづくり交流館の設置及び管理に関する条例（平成30年綾部市条例第3号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、綾部市ものづくり交流館（以下「交流館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 市長は、条例第2条に規定する設置の趣旨を基本として施設を運営しなければならない。

(開館時間及び休館日の変更)

第3条 条例第4条第3項の規定により交流館の開館時間及び休館日を変更することができる場合は、使用許可の申請時に当該変更の申出があり、条例第6条第1項各号のいずれにも該当しないことが認められる場合とする。この場合において、当該変更は、開館時間にあつては午前9時から午後10時までの範囲内において、休館日にあつては12月29日から翌年の1月3日までの日を除き行うことができる。

(館長)

第4条 交流館に館長を置くことができるものとする。

2 館長は、交流館の業務を掌理する。

(使用の許可の申請)

第5条 交流館を使用しようとする者は、綾部市ものづくり交流館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、綾部市ものづくり交流館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減額及び免除)

第7条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に掲げる額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 綾部市が後援する事業その他の行事に使用する場合 2分の1を乗じて得た額
- (2) 綾部市が主催し、又は共催する事業その他の行事に使用する場合 全額

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、綾部市ものづくり交流館使用料減額・免除申請書（様式第3号）を使用許可の申請と同時に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第8条 市長は、条例第8条ただし書の規定により、使用者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料について、当該各号に掲げる額を還付することができる。

（1）自己の責によらない理由で使用できなくなった場合 全額

（2）使用の許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じた場合 過納金の全額

（準備等に係る使用時間）

第9条 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等の原状回復に要する時間を含めたものとする。

（入館の制限）

第10条 市長は、管理上必要と認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（使用者の義務）

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

（1）条例、規則及び係員の指示に従うこと。

（2）許可を受けた場所以外の場所を使用しないこと。

（3）許可を受けた場所以外において、火気を使用しないこと。

（4）使用が終わったときは、直ちに原状に復し、係員の点検を受けること。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

綾部市ものづくり交流館使用許可申請書

綾部市長 様	団 体 名	
	住 所	
	責任者氏名	
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用の場所	・多目的ホール (予定人員 人) / ・展示スペース	
使用の目的		
冷暖房の使用	・使用する ・使用しない	入場料等の徴収 ・有 (円/人) ・無
設備等の使用	・プロジェクター ・スクリーン ・マイク (本) ・演台 ・電動バトン ・ホワイトボード ・パーテーション ・使用しない	
使用者の行う 特 別 設 備	・設置する (内容) ・設置しない	

上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先

使用の場所	使用料	担当	使用の許可
多目的ホール	円		年 月 日 第 号
冷暖房	円		
展示スペース	円		
合 計	円		
許可条件	別紙・なし		

様式第 2 号（第 6 条関係）

綾部市ものづくり交流館使用許可書

様	団 体 名	
	住 所	
	責任者氏名	
使用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用の場所	・多目的ホール（予定人員 人） / ・展示スペース	
使用の目的		
冷暖房の使用	・使用する ・使用しない	入場料等の徴収 ・有（ 円/人） ・無
設備等の使用	・プロジェクター ・スクリーン ・マイク（ 本） ・演台 ・電動バトン ・ホワイトボード ・パーテーション ・使用しない	
使用者の行う 特別設備	・設置する（内容） ・設置しない	

上記のとおり許可します。

年 月 日

綾部市長

印

使用の場所	使用料	担当
多目的ホール	円	
冷暖房	円	
展示スペース	円	
合 計	円	
許可条件	別紙・なし	

左記の金額を領収しました。

年 月 日

綾部市長

印

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所
氏 名
(代表者名)

綾部市ものづくり交流館使用料減額・免除申請書

綾部市ものづくり交流館使用料を下記の理由により減額・免除願いたく申請します。

記

1 減額・免除を受けようとする理由

- ・綾部市が後援するため
- ・綾部市が主催又は共催するため

2 納付すべき使用料 円

3 使用料の減額・免除を受けようとする額 円

4 その他

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第4号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和46年綾部市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表福祉保健部の項中「子育て支援担当」の次に「、家庭児童・療育担当」を加える。

第8条総務課の項中第37号を第38号とし、第14号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

（14）公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に関する事。

第10条民生児童課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同条高齢者支援課の項第9号を次のように改める。

（9）地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の事業者に係る指定及び指導・監督に関する事。

第11条農林課の項第3号を次のように改める。

（3）米の生産計画に関する事。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第5号

綾部市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

綾部市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年綾部市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「事項」の次に「等」を加え、同条中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 府令第7条第2項（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、支給認定通知書（様式第5号の2）により行うものとする。

第6条の2中「様式第5号の2」を「様式第5号の3」に改める。

様式第1号中

「

		年 月 日	
保護者 (申請者)	住所		
	(ふりがな)	個人番号	
	氏 名	電話番号	

を

」

「

		<input type="checkbox"/> 支給認定証の交付を希望する。	年 月 日
保護者 (申請者)	住所		
	(ふりがな)	個人番号	
	氏 名	電話番号	

に

」

改め、「(幼稚園希望プランを含む。）」、「幼稚園(保育プラン)」、「幼稚園(希望プラン)」及び「幼稚園(保育プラン) 幼稚園(希望プラン)」を削り、

「

7 勤務等証明書など、上述の基準に当てはまることを示す書類を添付してください。 を

」

- 「
- 7 勤務等証明書など、上述の基準に当てはまることを示す書類を添付してください。
 - 8 変更認定申請の場合で、支給認定証を交付しているときは、支給認定証を添付してください。
- 」

改める。

様式第 2 号中

「

			年 月 日
保護者 (申請者)	住所		
	(ふりがな)	個人番号	
	氏 名	電話番号	

を

」

「

		<input type="checkbox"/> 支給認定証の交付を希望する。	年 月 日
保護者 (申請者)	住所		
	(ふりがな)	個人番号	
	氏 名	電話番号	

に、

」

「

なお、利用者負担額の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。

を

」

「

なお、利用者負担額の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。

- 4 変更認定申請の場合で、支給認定証を交付しているときは、支給認定証を添付してください。

に

」

改める。

様式第 5 号の 2 を様式第 5 号の 3 とし、様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号の2（第5条関係）

様

施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定の申請について、次のとおり認定しましたので通知いたします。

備考

- 1 施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届けてください。
- 2 支給認定の有効期間中であっても認定区分に該当しなくなった場合は、認定区分を変更し、又は認定を取り消すことがあります。
- 3 支給認定については、希望の施設利用を確約するものではありません。

支給認定通知書

認 定 区 分				
保 育 の 事 由 及 び 必 要 量				
支 給 認 定 証 番 号				
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで		
児 童	フリガナ 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	
保 護 者	氏 名			
	居 住 地			
	生 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項				

年 月 日

綾部市長

印

様式第 6 号中「通知いたします」の次に「。支給認定証を交付している場合は、支給認定証を返還していただく必要がありますので 年 月 日までに綾部市に返還してください(支給認定証が既に綾部市に提出されている場合は、当該返還の必要はありません。)」を加える。

様式第 7 号中「支給認定証」の次に「(支給認定証を交付している場合のみ)」を加える。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第6号

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育所等保育料に関する規則（平成27年綾部市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「、認定こども園若しくは幼児園」を「若しくは認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市消防本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第7号

綾部市消防本部規則の一部を改正する規則

綾部市消防本部規則（昭和54年綾部市規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条の表予防課の項中「危険物担当」の次に「、市民防火担当」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第8号

綾部市消防団規則の一部を改正する規則

綾部市消防団規則（昭和54年綾部市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条 消防団に次の役員を置く。

- (1) 団長 1人
- (2) 副団長 3人
- (3) 分団長 11人
- (4) 副分団長 11人
- (5) 部長 98人
- (6) 班長 95人

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 団長は、分団長の推薦により市長が任命する。

2 副団長は、分団長の推薦により団長が、市長の承認を得て任命する。

3 分団長及び副分団長は部長の推薦により、部長及び班長は団員の推薦により団長が、市長の承認を得て任命する。

第10条中「消防団員以外の」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「防ぎよ」を「防御」に改める。

第16条及び第18条中「防ぎよ」を「防御」に改める。

別表中

「

中上林分団	睦合町、八津合町、五津合町、五泉町	を
奥上林分団	睦寄町、故屋岡町、光野町、老富町	

」

「

上林分団	睦合町、八津合町、五津合町、五泉町、睦寄町、故屋岡町、光野町、老富町	に
------	------------------------------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市保育及び教育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第9号

綾部市保育及び教育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則

綾部市保育及び教育の実施に関する条例施行規則（平成15年綾部市規則第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 綾部市保育及び教育の実施に関する条例を廃止する条例（平成30年綾部市条例第19号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による廃止前の綾部市保育及び教育の実施に関する条例（平成15年綾部市条例第50号）の規定に基づき徴収する保育料に係る督促及び滞納処分については、なお従前の例による。

綾部市君尾山キャンプ場の管理及び運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第10号

綾部市君尾山キャンプ場の管理及び運営規則を廃止する規則

綾部市君尾山キャンプ場の管理及び運営規則（平成7年綾部市規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第11号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105, 130円」を「105, 290円」に、「57, 110円」を「57, 190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52, 570円」を「52, 650円」に、「28, 560円」を「28, 600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第12号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成12年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第13条第1項及び第2項の規定」の次に「(介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第16条中「第42条第2項」を「第42条第3項」に、「第47条第2項」を「第47条第3項」に、「第54条第2項」を「第54条第3項」に、「第59条第2項」を「第59条第3項」に改める。

第19条第2項中「第83条の2の3及び第97条の2の2」を「附則第33条又は第38条」に改める。

様式第2号中

「

世帯主	氏名		世帯主との続柄	生年月日	年 月 日	を
				性 別	男 ・ 女	

」

「

世帯主	氏名		世帯主との続柄	個人番号	年 月 日	に
				生年月日	年 月 日	
			性 別	男 ・ 女		

」

改める。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

介護保険資格者証（暫定被保険者証）

有 効 期 限			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	性別	
交 付 年 月 日			
要介護状態区分等			
認 定 年 月 日 (事業対象者の場合は、基本 チェックリスト実施日)			
認定の有効期間			
居 宅 サ ー ビ ス		区分支給限度基準額	
		1月当たり	
(うち種類支給限度基準額)		サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及び サービスの種類の指定			
給 付 制 限		内 容	期 間
			開始年月日 終了年月日
			開始年月日 終了年月日
			開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者若しく は介護予防支援事業者及び その事業所の名称又は地域 包括支援センターの名称		届出年月日	
		届出年月日	
		届出年月日	
介 護 保 険 施 設 等	種類	入所入院年月日	
	名称	退所退院年月日	
	種類	入所入院年月日	
	名称	退所退院年月日	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印			

(裏面)

注 意 事 項

- 1 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ綾部市の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 2 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。
- 3 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 4 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。
- 5 この証の有効期限を経過したときは、使用することができません。
- 6 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ綾部市に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し綾部市に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、給付は、事後払い（償還払い）になります。
- 7 居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。
- 8 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）。
- 9 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けるときに支払う金額は、当該サービスに要した費用のうち市町村が定める割合又は市町村が定める額（事業提供者が額を定める場合においては、当該者が定める額）です。
- 10 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。
- 11 死亡、転出等の理由により、被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を綾部市に返してください。
- 12 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、綾部市にその旨を届け出てください。
- 13 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 14 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を綾部市からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を3割とする措置（給付額減額）等を受けることがあります。

様式第7号（第10条関係）

- 要介護・要支援新規認定
 介護保険 要介護・要支援更新認定 申請書
要介護状態区分変更認定

綾部市長 様

次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号					申請日	年	月	日
	ふりがな					個人番号			
	氏 名					生年月日	年	月	日 (歳)
						性 別	男 ・ 女		
	住 所	〒 電話 ()							
	前回の要介護認定の結果等 (該当に○)	要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要介護等状態区分	・要支援1・要支援2 ・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5					
			有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
		14日以内に他自治体から転入した方のみ記入	転出元自治体(市町村)名[] 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 (既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください。) はい ・ いいえ 「はい」の場合、申請日 年 月 日						
	申請時の状況 (該当に○)	在 宅	住所地(住民登録地)と異なる場合はその場所、連絡先 電話 () 方						
		入所・入院中の施設	施設名			所在地			
		入所・入院日	年 月 日		退院・退所予定	・有り ・無し 年 月 日 予定			
区分変更申請の場合はその理由									

本申請書をご本人に代わって提出される場合は、その方又は事業所についてご記入ください。

提出 代 行 者	氏名・施設名	該当に○(・親族・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・その他()) 印 (介護事業者のみ)	
	所在地		

主治医とその医療機関についてご記入ください。

主 治 医	氏 名			医療機関名			
	医療機関の所在地	〒 電話 ()					

第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)のみご記入ください。

医療保険者名			医療保険被保険者証記号・番号		
特定疾病名					

〈同意欄〉介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、綾部市から地域包括支援センター、介護サービス事業者の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名 _____

様式第 1 3 号及び様式第 1 4 号を次のように改める。

様式第13号（第17条関係）

決定欄	認定結果	改修費用 ①	円	被保険者負担額 ②-④ ③	円
		基準額 ($\leq 100,000$ 円) ②	円	支給金額 ②× ④	円

負担割合 割

介護保険福祉用具購入費支給申請書

フリガナ	保険者番号		2	6	2	0	3	0
被保険者氏名	被保険者番号							
	個人番号							
生年月日	年	月	日	性別	男・女			
住所	〒		電話番号					
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名及び販売事業者名		購入金額		購入日			
			円		年 月 日			
			円		年 月 日			
			円		年 月 日			
福祉用具が 必要な理由								
綾部市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 (被保険者) 氏名 電話番号								

注意 ・この申請書に、領収証及び福祉用具のパンフレット等を添付してください。
 ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。
 欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号				
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他					
	フリガナ 口座名義人							

領収を代理人に委任される場合は、この欄に記入ください。

委任欄	上記、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の領収を 年 月 日 申請者(被保険者) ④	に委任します。
-----	--	---------

様式第14号（第18条関係）

決定欄	認定結果	改修費用 ①	円	被保険者負担額 ②-④ ③	円
		基準額 ($\leq 200,000$ 円) ②	円	支給金額 ②×④	円

負担割合 _____ 割

介護保険住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号		2	6	2	0	3	0
被保険者氏名		被保険者番号							
		個人番号							
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女						
住 所	〒 _____ 電話番号 _____								
住宅の所有者	被保険者との関係()								
改修の内容		業者名							
		着工日	年	月	日				
		完成日	年	月	日				
		領収日	年	月	日				
改修費用	円								
綾部市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 住所 _____ 申請者 _____ 電話番号 _____ (被保険者) 氏名 _____ ⑩									

- 注意 ・ この申請書に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。
 ・ 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他						
	フリガナ 口座名義人	-----							

領収を代理人に委任される場合は、この欄に記入ください。

委任欄	上記、居宅介護(介護予防)住宅改修費の領収を _____ に委任します。 年 月 日 申請者(被保険者) _____ ⑩
-----	--

様式第 15 号中

「介護保険高額介護サービス費等支給申請書」を

「介護保険高額介護（介護予防）サービス費

総合事業高額介護予防サービス費(相当事業)

様式第 17 号を次のように改める。

支給申請書」に改める。

様式第17号 (第20条関係)

(表面)

介護保険負担限度額認定証											
交付年月日		年 月 日									
被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	年 月 日	性 別								
	適用年月日	年 月 日から									
	有効期限	年 月 日まで									
食費の負担限度額					円						
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室				円						
	ユニット型個室的多床室				円						
	従来型個室 (特養等)				円						
	従来型個室 (老健・療養等)				円						
	多床室				円						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>										

(裏面)

注 意 事 項

一 この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 この証の表面において「特養等」といいます。）並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 この証の表面において「老健・療養等」といいます。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口へ提出してください。

三 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担限度額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市役所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市役所にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第 18 号及び様式第 19 号中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

様式第 22 号を次のように改める。

様式第22号（第22条関係）

（表面）

介護保険利用者負担額減額・免除認定証							
交付年月日 年 月 日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日	性別				
	適用年月日	年 月 日	から				
	有効期限	年 月 日	まで				
減額・免除 認定事項	給付率 / 100						
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>						

（裏面）

注 意 事 項
<p>一 介護保険サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。</p> <p>二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険負担限度額認定証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、当該負担限度額認定証に記載する負担限度額が負担の上限となります。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の条件に該当しなくなったとき、減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市役所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市役所にその旨を届け出てください。</p> <p>五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市指定地域密着型サービス事業所及び指定介護予防支援事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第13号

綾部市指定地域密着型サービス事業所及び指定介護予防支援事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市指定地域密着型サービス事業所及び指定介護予防支援事業所等の指定等に関する規則（平成18年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

第1条中「指定地域密着型サービス事業所」の次に「、指定居宅介護支援事業所」を加える。

第2条第1項中「法第78条の2第1項」の次に「、第79条第1項」を、「指定地域密着型サービス事業所」の次に「・指定居宅介護支援事業所」を加え、同条第2項中「法第78条の2第1項」の次に「、第79条第1項」を加える。

第3条第1項中「法第78条の5第1項」の次に「、第82条第1項」を、「施行規則第131条の13第1項」の次に「、第133条」を加え、同条第2項中「法第78条の5第2項」の次に「、第82条第2項」を加える。

第5条中「法第70条の2」の次に「並びに第79条の2」を、「指定地域密着型サービス事業所」の次に「・指定居宅介護支援事業所」を加える。

第9条中「法第78条の11」の次に「、第85条」を、「施行規則第131条の14」の次に「、第133条の2」を加える。

第10条中「指定地域密着型サービス事業所」の次に「、指定居宅介護支援事業所」を加える。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定地域密着型サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定介護予防支援事業所

指定申請書

年 月 日

綾部市長 様

所在地
 申請者
 名 称 (印)

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申 請 者	フリガナ										
	名 称										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) (ビルの名称等)									
	連絡先	電話番号				FAX番号					
	法人の種類別				法人所轄庁						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職 名			フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日		
代表者の住所	(郵便番号 ー)										
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	事業所等の所在地	(郵便番号 ー)									
	同一所在地において行う事業の種類				実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	添付する様式			
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護							付表1		
		夜間対応型訪問介護							付表2		
		地域密着型通所介護							付表3		
		認知症対応型通所介護							付表4		
		小規模多機能型居宅介護							付表5		
		認知症対応型共同生活介護							付表6		
		地域密着型特定施設入居者生活介護							付表7		
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							付表8		
	介護予防サービス	看護小規模多機能型居宅介護							付表9		
		介護予防認知症対応型通所介護							付表4		
		介護予防小規模多機能型居宅介護							付表5		
	介護予防認知症対応型共同生活介護							付表6			
居宅介護支援事業							付表10				
介護予防支援事業							付表11				
介護保険事業所番号				(既に指定を受けている場合)							
指定を受けている他市町村名				地域包括支援センターの設置年月日 (設置している場合に記入) 年 月 日							
医療機関コード等											

備考

- 1 「受付番号」、「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設、介護医療院又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 「地域包括支援センターの設置年月日」欄は、指定介護予防支援事業所の指定を申請する場合に記載してください。
- 9 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」、「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「役員の氏名、生年月日及び住所」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」、「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。

また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

様式第 2 号中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「地域密着型介護サービス費」の次に「、居宅介護サービス計画費」を加える。

様式第 5 号中

「

指定地域密着型サービス事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定更新申請書 を

指定介護予防支援事業所

」

「

指定地域密着型サービス事業所

指定居宅介護支援事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定更新申請書 に改める。

指定介護予防支援事業所

」

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第14号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和40年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第44号（裏）を次のように改める。

様式第44号

(裏)
この税金の課税の根拠などについて

- この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。
- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
 - 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
 - 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等 外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
 - ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(AとBの合計額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
- *Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
*Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
*京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。
延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付場所

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西アーバン銀行福知山支店
○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。
(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当
・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
・領収書は5年間保存してください。
・この通知書では納付できません。

様式第47号(裏)を次のように改める。

様式第47号

(裏)
この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 税率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円(府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4%(総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	府民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等 外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の京都府共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
- ①の寄附金額-2千円)×10%
- ②京都府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- (AとBの合計額を税額控除)
- A ②の寄附金額-2千円)×10%
- B ②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
- *Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
- *Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
- 京都府(③の寄附金額-2千円)×4%
- 綾部市(③の寄附金額-2千円)×6%
- *京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
- (③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
- ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)
- ア 人的控除額の差の合計額
- イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
- アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)
- ア 人的控除額の差の合計額
- イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞 納 処 分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不 服 の 申 立 て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納 付 場 所

- 綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西アーバン銀行福知山支店
- 下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

9 お 問 い 合 わ せ 先 等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第48号(裏)を次のように改める。

様式第48号

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

- この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。
- 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
 - 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
 - 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円(府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別控除額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	府民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利 益	の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○寄附金税額控除

- 1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
 - 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(AとBの合計額を税額控除)
A ②の寄附金額-2千円)×10%
B ②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
- ※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 ③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 ③の寄附金額-2千円)×6%
※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
③の寄附金額-2千円)×10%
(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。
延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞納処分

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の中立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付場所

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西アーバン銀行福知山支店
○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。
(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当
・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
・領収書は5年間保存してください。
・この通知書では納付できません。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第30号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成30年 3月 2日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成28年 4月 1日	綾0702-15018	昭和21年 9月 1日
平成28年 4月 1日	綾0903-41014	昭和23年 5月27日
平成28年 4月 1日	綾0606-71002	昭和61年 7月31日
平成28年 4月 1日	綾0842-25007	平成14年 3月 3日
平成28年 4月 1日	綾0903-32011	昭和33年 1月22日
平成28年 4月 1日	綾0834-33003	昭和46年11月19日
平成28年 4月 1日	綾0834-33003	平成17年 9月23日
平成28年 4月 1日	綾1008-33008	昭和18年 3月20日

綾部市告示第 3 1 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、平成 3 0 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所総務部税務課
- 2 縦覧の期間 平成 3 0 年 4 月 2 日から平成 3 0 年 5 月 3 1 日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く)
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第 3 2 号

綾部市U I ターン介護人材確保事業補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 2 号中「介護職員実務者研修若しくは介護職員初任者研修修了者」を「介護職員実務者研修、介護職員初任者研修若しくは生活援助従事者研修修了者」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 3 号

綾部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱（平成 19 年綾部市告示第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名を次のように改める。

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱

第 1 条中「綾部市指定地域密着型サービス事業所及び指定介護予防支援事業所等の指定等に関する規則」を「綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則」に改める。

第 2 条中「及び地域密着型介護予防サービス」を「、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援」に、「地域密着型（介護予防）サービス事業所」を「地域密着型サービス事業所等」に改める。

第 5 条第 1 項中「及び法第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項各号」を「、法第 7 9 条第 2 項各号、法第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項各号及び法第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項各号」に改め、同項第 6 号イ中「及び法第 1 1 5 条の 1 9（第 2 号から第 5 号までを除く。）」を「、法第 8 4 条第 1 項、法第 1 1 5 条の 3 5 第 6 項、法第 1 1 5 条の 1 9（第 2 号から第 5 号までを除く。）及び法第 1 1 5 条の 2 9」に改め、同号ウ中「若しくは法第 1 1 5 条の 1 9（第 2 号から第 5 号までを除く。）」を「、法第 8 4 条第 1 項、法第 1 1 5 条の 3 5 第 6 項、法第 1 1 5 条の 1 9（第 2 号から第 5 号までを除く。）若しくは法第 1 1 5 条の 2 9」に、「若しくは法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項」を「、法第 8 2 条第 2 項、法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項若しくは法第 1 1 5 条の 2 5 第 2 項」に改め、同項第 7 号ウ中「又は法第 1 1 5 条の 1 9（第 2 号から第 5 号までを除く。）」を「、法第 8 4 条第 1 項、法第 1 1 5 条の 3 5 第 6 項、法第 1 1 5 条の 1 9（第 2 号から第 5 号までを除く。）又は法第 1 1 5 条の 2 9」に改め、同号エ中「若しくは法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項」を「、法第 8 2 条第 2 項、法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項若しくは法第 1 1 5 条の 2 5 第 2 項」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「及び法第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項」を「、法第 7 9 条第 1 項、法第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項及び法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項」に改める。

別表の 5 の表、別表の 6 の表及び別表の 9 の表中「介護老人保健施設」の次に「・介護医療院」を加え、別表の 1 0 の表中「付表 1 0」を「付表 1 1」に、「様式 6 - 3」を「様式 6 - 4」に改め、同表を別表の 1 1 の表とし、同表の前に次の 1 表を加える。

1 0 居宅介護支援事業所

付表	関係書類
○事業所の指定に係る記載事項【付表 1 0】	① 申請者の定款又は寄附行為及びその登記事項証明書 ② 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【様式 1 - 2】 ③ 管理者等経歴書 【様式 1 - 3】

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ④ 事業所の平面図 ⑤ 運営規程 ⑥ 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要
【様式 4】 ⑦ 当該申請に係る資産の状況 ⑧ 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容 ⑨ 居宅介護サービス計画費の請求に関する事項 ⑩ 法第 79 条第 2 項各号に該当しない旨の誓約書 【様式 6 - 3】 ⑪ 役員等氏名 【様式 6 - 3】 ⑫ 介護支援専門員一覧 【様式 7】 |
|--|--|

付表 10 を付表 11 とし、同付表の前に次の 1 付表を加える。

付表 1 0

居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
当該事業の実施について定めてある定款又は寄附行為の条文		第 条第 項第 号			
管理者	フリガナ	(郵便番号 -)			
	氏 名	住所			
	生年月日	年 月 日			
	当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員との兼務の有無（兼務の場合のみ記入）			有 ・ 無	
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名 称			
	兼務する職種及び勤務時間等				
事業開始時の利用者の推定数		人			
従業者の職種・員数		介護支援専門員			
		専従	兼務		
		常 勤 (人)			
非常勤 (人)					
主な揭示事項	営 業 日				
	営 業 時 間				
	利 用 料	法定代理受領分以外			
	その他の費用				
	通常の事業実施地域				
添 付 書 類	別添のとおり				

備考

- 「受付番号」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別途記載した書類を添付してください。
- 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

様式 6-3

介護保険法第79条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

綾部市長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者名 ⑩
 住 所

申請者が介護保険法第79条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

役 員 等 名 簿			
ふりがな 氏名	生 年 月 日	ふりがな 住 所	押 印
	役 職 名 ・ 呼 称	TEL FAX	

備考 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

様式第1号中「地域密着型（介護予防）サービス事業所指定に係る事前協議書」を「地域密着型サービス事業所等指定に係る事前協議書」に、「地域密着型サービス事業の実施について」を「地域密着型サービス事業等の実施について」に、「綾部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱」を「綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱」に、

「(2) 管理者、サービス提供責任者、生活相談員、計画作成担当者、介護支援専門員等の経歴、資格等

- ① 別添経歴書のとおり を
- ② 管理者：実務経験 年、資格（ ）
管理者として選任した理由 」

「(2) 代表者、管理者、サービス提供責任者、生活相談員、計画作成担当者、介護支援専門員等の経歴、資格等

- ① 別添経歴書のとおり
- ② 代表者：実務経験 年、資格（ ） に改め、
代表者として選任した理由
管理者：実務経験 年、資格（ ）
管理者として選任した理由 」

「

加 算 内 容	算定に○	体 制 ・ 提 供 方 法
個 別 機 能 訓 練 加 算		
栄 養 マ ネ ジ メ ン ト 加 算		
口 腔 機 能 向 上 加 算		
入 浴 介 助 加 算		
医 療 連 携 体 制 加 算		
延 長 サ ー ビ ス		
重 度 化 対 応 加 算		

を

削る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、平成 3 0 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 3 0 年度綾部市一般会計予算
- 2 平成 3 0 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 平成 3 0 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 平成 3 0 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 平成 3 0 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 平成 3 0 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 平成 3 0 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 平成 3 0 年度綾部市簡易水道特別会計予算
- 9 平成 3 0 年度綾部市下水道事業特別会計予算
- 1 0 平成 3 0 年度綾部市地域排水事業特別会計予算
- 1 1 平成 3 0 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 1 2 平成 3 0 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 3 平成 3 0 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 4 平成 2 9 年度綾部市一般会計補正予算（第 8 号）
- 1 5 平成 2 9 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 6 平成 2 9 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 7 平成 2 9 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 8 平成 2 9 年度綾部市簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 9 平成 2 9 年度綾部市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 0 平成 2 9 年度綾部市地域排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 2 1 平成 2 9 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 2 2 平成 2 9 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 3 号）

綾部市告示第 3 5 号

綾部市外部の労働者からの公益通報の処理に関する要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市外部の労働者からの公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法(平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。)
第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するため、
必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公益通報窓口の設置)

第 3 条 外部の労働者からの通報を処理するため、公益通報窓口を法令担当課に設置する。
(通報の処理)

第 4 条 市長は、公益通報を受けた場合は、公益通報者、通報対象事実及び関係事業者並
びに通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る証拠書類等
の有無について、確認を行うものとする。

2 市長は、前項の公益通報の内容を審査し、処分又は勧告等をする権限を有する通報対
象事実に係る公益通報と認められるときは、当該通報を受理し、公益通報者に遅滞なく
通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、処分又は勧告等をする権限を有する通報対
象事実に係る公益通報でないことを認めるときは、当該通報を不受理としたことを公益通報者
に遅滞なく通知するものとする。

(調査の実施)

第 5 条 市長は、前条第 2 項の規定により公益通報を受理したときは、遅滞なく必要な調
査(以下「調査」という。)を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、調査を行う必要性が認められない場合は、調査を行わない
こととし、公益通報者にその旨通知するものとする。

3 市長は、適正な法執行の確保、公益通報者の秘密保持並びに利害関係人の正当な利益
及び公共の利益の保護に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により、調査を行うも
のとする。

(教示)

第 6 条 市長は、当該通報対象事実について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限
を有することが明らかになったときは、当該通報対象事実について処分又は勧告等をす

る権限を有する行政機関を、当該公益通報者に遅滞なく教示するものとする。

(是正措置)

第7条 市長は、調査の結果、通報対象事実があると認めたときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

(調査状況等の通知)

第8条 市長は、調査の進捗状況及び結果並びに是正措置等の内容について、適宜、公益通報者に通知するよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第9条 公益通報の処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 公益通報を受けた事案について、特別の利害関係を有する職員は、当該公益通報に係る事務に関与してはならない。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第10条 市長は、公益通報以外の通報の内容が法令遵守の観点から外部公益通報に準じた取扱いをすべきものであると判断したときは、公益通報に準じて適切に処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、外部の労働者からの公益通報の処理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第 3 6 号

綾部市産後ケア事業実施要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、産後に家事、育児等に係る家族等の援助を十分に受けることができない等の事情により支援を必要とする母（褥婦又は産婦をいう。以下同じ。）及びその子（新生児又は乳児をいう。以下同じ。）に対し、心身のケア、育児支援等を行う事業（以下「事業」という。）を実施することにより、産後期における育児の支援に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、綾部市とする。ただし、事業の運営は、前条の目的を達成するために適当と認める病院、診療所又は助産所（以下「医療機関」という。）に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 事業の利用の対象となる者は、綾部市内に住所を有する産後 6 か月未満の母（家事、育児等に係る家族等の援助を十分に受けることができない者に限る。）及びその子であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者

(2) その他市長が事業による支援が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、医療行為を必要とする者は、利用の対象としない。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、母及びその子を医療機関に宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、次に掲げる心身のケア、育児支援等を実施するものとする。

(1) 産後における母体管理並びに生活の相談及び指導

(2) 母乳に関する相談及び授乳方法の指導

(3) 発育又は発達に関する相談

(4) 沐浴方法の指導

(5) 食事の提供

(6) その他の保健指導又は相談のうち市長が必要と認めるもの

(利用期間)

第 5 条 事業の利用期間は、利用開始時刻から 2 4 時間以内を 1 日とし、原則として 7 日以内とする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、綾部市産後ケア事業利用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、綾部市産後ケア事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 前条の規定により事業の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、1日当たり9,000円を医療機関に直接支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該費用の負担を要しないものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯

(2) 当該年度分(4月から6月までの申請にあつては前年度分)の市民税非課税世帯

(利用申請の変更等)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに綾部市産後ケア事業利用変更・中止届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(1) 申請内容に変更が生じたとき。

(2) 事業の利用を中止しようとするとき。

(3) 対象者に該当しなくなったとき。

(利用の取消し等)

第10条 市長は、利用者が偽りその他不正の手段により利用決定を受けた場合その他事業の実施が適当でないと認める場合は、第7条の規定による決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、綾部市産後ケア事業利用取消通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

綾部市産後ケア事業利用申請書

綾部市産後ケア事業を利用したいので、綾部市産後ケア事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

申請者	母	(ふりがな) 氏 名		生年月日		年 月 日	
		住 所					
		電 話					
		緊急連絡先		氏名： (申請者との関係)		電話	
			氏名： (申請者との関係)		電話		
子	(ふりがな) 氏 名		性別	男・女	出生年月日	年 月 日	
	住 所						<input type="checkbox"/> 母と同じ。
	出産医療機関		妊 娠 期 間		週	出生体重	g
世帯構成	氏 名	ふりがな	続 柄	生年月日	勤務先・保育園等		
世帯の区分		<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税課税世帯					
希望する支援							
申請の理由		1 産後の身体回復について不安がある。 2 産後における日常生活に不安がある。 3 育児について不安がある。 4 産後の経過に応じた休養又は栄養管理に不安がある。 5 その他()					
利用を希望する日				利用開始時刻		利用終了時刻	
年 月 日～ 月 日				:		:	
年 月 日～ 月 日				:		:	
年 月 日～ 月 日				:		:	
利用を希望する医療機関							
① 利用料に係る世帯区分を確認するために、綾部市が必要な範囲で課税状況について閲覧することに同意するとともに、同意した調査で確認できない場合は、必要書類を提出します。 ② 委託事業の実施に当たり、綾部市が委託する医療機関に対して必要な個人情報を提供すること及び当該医療機関が綾部市に対して必要な個人情報を提供することに同意します。 <p style="text-align: right;">氏名 ㊞</p>							
※ 綾部市確認欄（記入は不要です。） <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税課税世帯							

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市産後ケア事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市産後ケア事業の利用について、
下記のとおり決定しましたので、綾部市産後ケア事業実施要綱第 7 条の規定により通知し
ます。

記

利用の可否	可 ・ 否（理由： _____）					
利 用 者	氏 名	母		生年月日	母	年 月 日
		子			子	年 月 日
	住 所	母				
		子	<input type="checkbox"/> 母と同じ。			
利用医療機関 の 名 称						
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
利用者負担額	<input type="checkbox"/> 無料					
	<input type="checkbox"/> 1日当たり9,000円 ※ 負担費用は、利用終了時に医療機関に直接お支払い願います。					
備 考						

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったこ
とを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算
して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して
6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提
起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以
内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え
を提起することができなくなります。）

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

㊟

綾部市産後ケア事業利用変更・中止届

年 月 日付け 第 号で決定を受けた綾部市産後ケア事業の利用について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市産後ケア事業実施要綱第 9 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

利 用 者	氏 名	母		生年月日	母	年 月 日
		子			子	年 月 日
	住 所	母				
		子	<input type="checkbox"/> 母と同じ。			
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止					
内 容 及 び 理 由						

様式第 4 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市産後ケア事業利用取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定をしました綾部市産後ケア事業の利用について、下記のとおり取り消しましたので、綾部市産後ケア事業実施要綱第 10 条の規定により通知します。

記

利用者	氏 名	母		生年月日	母	年 月 日
		子			子	年 月 日
	住 所	母				
		子	<input type="checkbox"/> 母と同じ。			
理	由					

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 37 号

綾部市篤志者表彰規程（昭和 35 年綾部市告示第 45 号）の全部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 29 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市篤志者表彰規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、本市の篤志者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰）

第 2 条 本市は、公益のため本市に対し 100 万円以上の私財を寄附した個人又は団体を篤志者として表彰する。

2 前項の規定にかかわらず、負担付きの寄附をした者で市長が不相当と認めるもの又は当該寄附に対する返礼品を受領した者は、表彰しない。

（表彰の時期）

第 3 条 表彰は、本市の功労者表彰と同時に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（表彰の実施）

第 4 条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

（篤志者名簿）

第 5 条 市長は、表彰を受けた者を篤志者名簿に登録し、その篤行を永く伝えるものとする。

（その他）

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 38 号

綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱（平成 5 年綾部市告示第 64 号）の全部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 29 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、林業労働者の確保及び定着を図るため、森林組合等に対し、林業労働者の就労を支援するための事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）森林組合等 森林組合その他林業を行う事業者をいう。
- （2）現場作業 森林造成、伐出、森林土木その他市長が適当と認める作業をいう。
- （3）林業労働者 雇用契約等の締結により雇用され、かつ、森林組合等の負担により労働者災害補償保険に加入している者で、主として現場作業に従事するものをいう。
- （4）新規就労者 林業労働者のうち、別表に規定する新規就労者支援事業の開始時において雇用期間を定めずに 1 年を通した雇用をされているものであって、当該雇用をされた日が属する年度を 1 年度目として 3 年度目を超えないものをいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、綾部市内に存する森林組合等とする。

（補助対象事業等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（事業計画）

第 5 条 補助対象事業を行おうとする者は、事業実施年度の前年度の 3 月末日までに、綾部市緑の担い手育成事業計画書（様式第 1 号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付申請書（様式第 2 号）に必要な書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の着手)

第7条 補助対象事業の着手は、原則として次条の規定による交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、申請者が当該交付決定前に着手する場合は、当該着手を予定する日の7日前までに、綾部市緑の担い手育成事業指令前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに綾部市緑の担い手育成事業費補助金変更等承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 交付決定者は、事業実施年度の11月末日現在における事業の遂行状況について、事業実施年度の12月末日までに、綾部市緑の担い手育成事業遂行状況報告書(様式第6号)により、市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該事業完了後、市長が別に定める日までに、綾部市緑の担い手育成事業費補助金実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による事業計画書の提出及び認定並びにこれに関して必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額
名 称	内 容		
新規就 労者支 援事業	新規就労 者に林業 の用に供 する機械 器具、保護 具等の貸 与	次に掲げる機械器具、保護具等を貸与 するための経費 （1）チェーンソー又は刈払機 （2）チェーンソー防護衣、防護ブー ツ、ヘルメット、防振手袋その他 の労働安全対策に要する装具 （3）その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費に4分の3 を乗じて得た額（1円未 満の端数が生じた場合は これを切り捨てた額）。た だし、新規就労者1人 につき12万3,000円 を限度とする。
林業労 働者就 労環境 改善支 援事業	林業労働 者の就労 環境の改 善	次に掲げる専門家への相談その他林 業労働者の就労改善に要する経費 （1）待遇改善に要する経費（就労条 件又は福利厚生の改善を図るた めに行う社会保険労務士等に対 する相談に要する経費をいう。） （2）環境改善に要する経費（現場作 業の環境改善に利用する資材（現 場作業に直接使用する資材を除 く。）の整備に要する経費をい う。） （3）教育及び訓練に要する経費（林 業労働者が現場作業を行う上で 必要な教育及び研修（業務の一環 として参加するものに限る。）へ の参加に要する経費をいう。） （4）労働安全に要する経費（補助対 象者が独自に行う労働安全教育 の実施及び安全管理対策の整備 並びに労働者災害補償保険以外 の傷害保険への加入に要する経 費をいう。） （5）その他市長が適当と認めるもの	補助対象者が前年度に支 払った労働者災害補償保 険料（石綿による健康被 害の救済に関する法律 （平成18年法律第4 号）に基づく一般拠出金 を含む。）の算定基礎とな った林業労働者の総賃金 に1,000分の16.5 を乗じて得た額（1円未 満の端数が生じた場合は これを切り捨てた額）。た だし、補助対象経費が当 該額に満たない場合は、 補助対象経費に10分の 10を乗じて得た額とす る。

備考 新規就労者支援事業において、新規就労者は、1人につき1回限り当該事業の対
象とすることができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

所在地又は住所

法人（団体）名又は事業者名

代表者氏名

㊞

電話番号

綾部市緑の担い手育成事業計画書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により事業計画書を提出します。

記

1 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 事業内容

(1) 補助の対象とする林業労働者 別紙 1 のとおり

(2) 事業の取組内容 別紙 2 のとおり

3 事業の対象とする林業労働者及び事業に要する経費の総括

事業名	対象労働者数	事業費	補助金	備考
新規就労者支援事業	人 ()	円	円	
林業労働者就労環境改善支援事業				
計				

(記載要領)

- ・計画期間は、事業を実施する年の 4 月から翌年 3 月末日までの期間中とすること。
- ・3 の表中の新規就労者支援事業の対象労働者数が、林業労働者就労環境改善支援事業の内数の場合は、() 書で記載すること。
- ・補助の対象とする林業労働者一覧表（別紙 1）を添付すること。
- ・緑の担い手育成事業の取組内容（別紙 2）を添付すること。
- ・新規就労者支援事業の補助金は、対象労働者 1 人につき事業費が 16 万 4,000 円以上の場合は 12 万 3,000 円とし、16 万 4,000 円未満の場合はその 4 分の 3 に相当する額として算定した額の合計額とすること。
- ・林業労働者就労環境改善支援事業の補助対象経費が、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により算定した補助金の額を下回るときは、当該事業の補助金は、補助対象経費と同額とすること。

別紙 1

補助の対象とする林業労働者一覧表

補助対象者氏名

林業労働者氏名	年 齢	就 労 予 定 日 数	主 な 従 事 作 業				備 考
			造 林	伐 出	森林土木	そ の 他	
合 計							

(記載要領)

- ・ 本表は、事業を実施する年の4月から翌年3月末日までの就労見込みにより記載すること。
- ・ 新規就労者は、備考欄に「新規」と記載すること。
- ・ 主な従事作業については、該当するものに○を付けること。従事作業が重複する場合は、主とする作業に◎を付けること。
 - ① 造林：植栽、保育（切り捨て間伐を含む。）、鳥獣被害防護施設設置等
 - ② 伐出：主伐、間伐（利用間伐）
 - ③ 森林土木：森林作業道の開設
 - ④ その他：①～③以外の作業（備考欄に具体的作業を記載すること。）

別紙 2

補助対象者氏名

緑の担い手育成事業の取組内容

- 1 年度の労働者災害補償保険の算定基礎となった林業労働者の総賃金 _____ 円（林業労働者就労環境改善支援事業補助金の算定基礎）
 (注) 該当する労働者災害補償保険料算定時の資料を添付すること。

2 新規就労者支援事業について

単位：円

新規就労者氏名	1 整備する機械		2 整備する用具			合計 (1+2)
	項目 名称	金額計			金額計	
金額計						

(注1) 「氏名」欄は新規就労者の名前を縦に記載し、「名称」欄は購入する機械及び用具の名称を横に記載すること。

(注2) 各機械及び用具毎に、各新規就労者に該当する金額を記載し、事業費として集計すること。

3 林業労働者就労環境改善支援事業について

単位：円

項目	目	実施する	内容	事業費 (円)
①	林業労働者の待遇改善に関する			
②	林業労働者の教育及び訓練に関する			
③	林業労働者の労働安全に関する			
事業費計				

(注1) ①は労働条件（就労条件、福利厚生又は現場作業環境）改善のための取組、②は伐採、路網整備等に関する林業労働者の技術向上等の取組、③は独自の安全講習会、緊急時の安全管理体制の構築、労働者災害補償保険以外の傷害保険加入等の取組についてそれぞれ記載すること。

(注2) 事業費は、実施する項目毎に記載すること。

(表面)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

所在地又は住所

法人 (団体) 名又は事業者名

代表者氏名

⑩

電話番号

綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付申請書

綾部市緑の担い手育成事業費補助金の交付を受けたいので、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業の概要 綾部市緑の担い手育成事業計画書 (様式第 1 号) 別紙 2 のとおり

(2) 経費の内訳 単位: 円

事業名	対象労働者数	事業費	補助金	備考
新規就労者支援事業	人 ()	円	円	
林業労働者就労環境改善支援事業				
計				

(記載要領)

- ・ 2 の (2) の表中の新規就労者支援事業の対象労働者数が、林業労働者就労環境改善支援事業の内数の場合は、() 書で記載すること。
- ・ 新規就労者支援事業の補助金は、対象労働者 1 人につき事業費が 16 万 4,000 円以上の場合は 12 万 3,000 円とし、16 万 4,000 円未満の場合はその 4 分の 3 に相当する額として算定した額の合計額とすること。
- ・ 林業労働者就労環境改善支援事業の補助対象経費が、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により算定した補助金の額を下回るときは、当該事業の補助金は、補助対象経費と同額とすること。

(裏面)

3 事業実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 収支予算

収入の部

単位：円

事業区分	予算額		計	備考
	補助金	その他		
新規就労者支援事業				
林業労働者就労環境改善支援事業				
合計				

支出の部

単位：円

事業区分	予算額		計	備考
	補助金	その他		
新規就労者支援事業				
林業労働者就労環境改善支援事業				
合計				

5 その他

補助の対象とする林業労働者 綾部市緑の担い手育成事業計画書（様式第1号）別紙1のとおり

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

所在地又は住所

法人（団体）名又は事業者名

代表者氏名

⑩

電話番号

綾部市緑の担い手育成事業指令前着手届

綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり別記条件を了承の上、届け出ます。

記

1 事業実施場所

2 実施内容（年度事業計画書の内容と整合の上、記載してください。）

（1）新規就労者支援事業

事業費 円

補助金額 円

（2）林業労働者就労環境改善支援事業

事業費 円

補助金額 円

3 着手予定年月日 年 月 日

4 完了予定年月日 年 月 日

5 指令前着手を必要とする理由

（別記条件）

- ・本事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、事業計画の変更は行わないものとします。
- ・補助金交付決定を受けるまでに、天災等の事由により、実施した事業に損失を生じた場合は、事業実施主体がこれを負担するものとします。
- ・補助金交付決定額が申請額に達しない場合においても不服がないものとします。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市緑の担い手育成事業費補助金について、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額	円
	(内訳)	
	新規就労者支援事業	円
	林業労働者就労環境改善支援事業	円
不 交 付	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

所在地又は住所

法人（団体）名又は事業者名

代表者氏名

⑩

電話番号

綾部市緑の担い手育成事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市緑の担い手育成事業費補助金について、下記のとおり申請内容を変更（中止）したいので、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 当該変更内容が確認できる書類（変更の場合のみ）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

所在地又は住所

法人（団体）名又は事業者名

代表者氏名

⑩

電話番号

綾部市緑の担い手育成事業遂行状況報告書

綾部市緑の担い手育成事業の遂行状況について、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	着手年月日	計画事業費 (A)	実施事業費 (B)	進捗率 (B/A)	完了予定 年 月 日
新規就労者支援事業		円	円	%	年 月 日
林業労働者就労 環境改善支援事業		円	円	%	年 月 日
合 計		円	円	%	年 月 日

備考 進捗率は、11月末日時点での計画事業費に対しての実施事業費の比率を記載してください。

(表面)

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

綾部市長 様

所在地又は住所

法人(団体)名又は事業者名

代表者氏名

⑩

電話番号

綾部市緑の担い手育成事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市緑の担い手育成事業費補助金について、下記のとおり実施したので、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 事業成績及び経費の内訳

(1) 事業成績 別紙のとおり

(2) 経費の内訳

単位：円

事業名	対象労働者数	事業費	補助金	備考
新規就労者支援事業	人 ()	円	円	
林業労働者就労環境改善支援事業				
計				

(記載要領)

- ・2の(2)の表中の新規就労者支援事業の対象労働者数が、林業労働者就労環境改善支援事業の内数の場合は、()書で記載すること。
- ・緑の担い手育成事業の取組成果(別紙)を添付すること。
- ・新規就労者支援事業の補助金は、対象労働者1人につき事業費が16万4,000円以上の場合は12万3,000円とし、16万4,000円未満の場合はその4分の3に相当する額として算定した額の合計額とすること。
- ・林業労働者就労環境改善支援事業の補助対象経費が、綾部市緑の担い手育成事業費補助金交付要綱第4条の規定により算定した補助金の額を下回るときは、当該事業の補助金は、補助対象経費と同額とすること。

(裏面)

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支計算

収入の部

単位：円

事業区分	収入済額		計	備考
	補助金	その他		
新規就労者支援事業				
林業労働者就労環境改善支援事業				
合 計				

支出の部

単位：円

事業区分	収入済額		計	備考
	補助金	その他		
新規就労者支援事業				
林業労働者就労環境改善支援事業				
合 計				

4 添付書類

- (1) 事業実施に係る支出等が確認できる書類の写し
- (2) 事業完了日時点での林業労働者の一覧表（綾部市緑の担い手育成事業計画書（様式第1号）別紙1を用いて作成してください。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別紙

補助対象者氏名

緑の担い手育成事業の取組成果

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 年度の労働者災害補償保険の算定基礎となった林業労働者の総賃金 _____ 円（林業労働者就労環境改善支援事業補助金の算定基礎）
 (注) 該当する労働災害補償保険料算定時の資料を添付すること。
- 3 新規就労者支援事業について

単位：円

新規就労者氏名	1 整備した機械		2 整備した用具		合計 (1+2)
	項目 名称	金額計	金額	金額	
金額計					

(注1) 「氏名」欄は新規就労者の名前を縦に記載し、「名称」欄は購入した機械及び用具の名称を横に記載すること。

(注2) 各機械及び用具毎に、各新規就労者に該当する金額を記載し、事業費として集計すること。

- 4 林業労働者就労環境改善支援事業について

単位：円

項目	実施した内容	事業費（円）
① 林業労働者の待遇改善に関すること。		
② 林業労働者の教育及び訓練に関すること。		
③ 林業労働者の労働安全に関すること。		
事業費計		

(注1) ①は労働条件（就労条件、福利厚生又は現場作業環境）改善のための取組、②は伐採、路網整備等に関する林業労働者の技術向上等の取組、③は独自の安全講習会、緊急時の安全管理体制の構築、労働者災害補償保険以外の傷害保険加入等の取組についてそれぞれ記載すること。
 (注2) 事業費は、実施する項目毎に記載すること。

綾部市告示第 39 号

綾部市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成 29 年綾部市告示第 80 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 29 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条第 1 項第 1 号中「、幼稚園」を削る。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第40号

綾部市税等口座振替収納事務取扱要領（平成15年綾部市告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第1項中「幼稚園」を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 綾部市保育及び教育の実施に関する条例を廃止する条例（平成30年綾部市条例第19号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による廃止前の綾部市保育及び教育の実施に関する条例（平成15年綾部市条例第50号）の規定に基づき徴収する保育料については、なお従前の例による。

綾部市告示第 4 1 号

綾部市民間保育所等補助金交付要綱（昭和 5 1 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園及び綾部市保育及び教育の実施に関する条例（平成 1 5 年綾部市条例第 5 0 号）第 2 条第 1 号に規定する幼児園」を「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 2 号

綾部市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「第 3 3 条第 8 項」を「第 3 3 条第 1 0 項」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 2 日から施行する。

綾部市告示第43号

綾部市障害者グループホーム整備推進事業補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 4 号

綾部市多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給要綱(平成 2 6 年綾部市告示第 5 2 号)の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 2 項中「、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は綾部市保育及び教育の実施に関する条例（平成 1 5 年綾部市条例第 5 0 号）に規定する幼児園」を「又は保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園」に改め、同条第 3 項中「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 5 号

あやべ桜が丘団地新築促進補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 3 号を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、認定申請者が建築工事を行う者と同じである場合その他建築工事請負契約の締結を要しない場合は、建築工事の着手前までに提出しなければならない。

様式第 1 号中「建築契約日」を「建築工事請負契約日（申請者が建築工事を行う者と同じである場合その他建築工事請負契約の締結を要しない場合は、建築工事着手予定日）」に改める。

様式第 3 号中「建築請負契約書の写し」を「建築工事請負契約書の写し（申請者が建築工事を行う者と同じである場合その他建築工事請負契約の締結を要しない場合は、添付不要です。）」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 6 号

綾部市介護用品支給事業実施要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「又は当該要介護者」を削る。

第 2 条第 1 項中「介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設」を「介護老人保健施設、介護医療院又は指定介護療養型医療施設」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「を受理した」を「の提出があった」に改める。

第 6 条中「前条に定める審査により、介護用品を支給することが適当であると認めるとき」を「前条第 1 項の規定による決定をしたとき」に改める。

第 7 条中「申請書を受理した日の属する月の翌月」を「前条の規定による支給決定をした日の属する月」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号（その 1）中「明治・大正・昭和」を削る。

様式第 2 号（その 2）を次のように改める。

様式第 2 号（その 2）（第 6 条関係）

綾部市介護用品不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

綾部市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のありました介護用品の支給については、次の理由により不支給と決定しましたので通知します。

対象者	ふりがな 氏 名		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	綾部市 (電話 —)				
不支給の理由						

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号を次のように改める。
 様式第 3 号（第 8 条関係）

綾部市介護用品支給資格喪失届

年 月 日

綾部市福祉事務所長 様

申請者 住所
 氏名
 対象者との続柄（ ）

介護用品の支給を受ける資格がなくなりましたので、次のとおり届け出ます。

対象者	ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	綾部市 (電話 —)				
支給資格が なくなった理由	1 指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・指定介護療養型医療施設に入所した。 2 介護保険法第 19 条の規定による要介護度が 2 以下となった。 3 市外に転出した。 4 介護用品を必要としなくなった。 5 その他					
上記理由が 発生した日	年 月 日					

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第47号

伝統産業黒谷和紙技能後継者育成事業費補助金交付要綱（昭和53年綾部市告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

綾部市長 山崎善也

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、その指導に当たる者及び〈専〉京都伝統工芸大学の学生であつて、和紙工芸研修センターに通学する者」を「及びその指導に当たる者」に改める。

第2条の見出しを「(補助対象者)」に改め、同条中「補助の交付対象」を「補助金の交付の対象となる者」に改め、同条第3号を削る。

第3条を次のように改める。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、1人当たり月額20,000円とする。

2 補助金の交付期間は、事業開始日の属する月から24月を限度とする。

第4条中「第4号及び第6号」を「第3号及び第4号」に、「第2号及び第6号」を「第2号及び第4号」に改め、「、学生にあつては第3号、第5号及び第6号に掲げる書類を」を削り、同条第3号を削り、同条第4号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を削り、同条第6号を同条第4号とする。

第5条の見出し中「及び証明者」を削り、同条中「前条第4号」を「前条第3号」に改め、「とし、同条第5号に掲げる伝統産業黒谷和紙技能後継者通学証明書の証明者は、〈専〉京都伝統工芸大学の長」を削る。

第6条の見出し中「交付決定」の次に「等」を加え、同条中「第4条による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書を審査の上その」を「第4条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、交付の」に、「交付決定通知書(様式第6号)」を「交付(不交付)決定通知書(様式第4号)」に改める。

第7条の見出し中「変更・中止・廃止」を「変更等」に改め、同条中「補助金の交付を受けた後において、止むを得ない事由により変更が生じ、若しくは中止・廃止」を「申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第4条の申請内容を変更し、中止し、又は廃止」に、「様式第7号」を「様式第5号」に改める。

第8条を次のように改める。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業完了後、速やかに伝統産業黒谷和紙技能後継者育成事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

第10条を次のように改める。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付申請を行つた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

伝統産業黒谷和紙技能後継者育成事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伝統産業黒谷和紙技能後継者育成事業費補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、決定のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 5 号及び様式第 6 号を削り、様式第 7 号を様式第 5 号とし、様式第 8 号を様式第 6 号とする。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 8 号

綾部市運転免許証返納者あやべ市民バス回数券等交付要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「健康長寿定期券」の次に「(健康長寿定期 6 5)」を加える。

第 3 条第 2 号中「健康長寿定期券」の次に「(健康長寿定期 6 5)」を加え、「7 0 歳」を「6 5 歳」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号中「健康長寿定期券」の次に「(健康長寿定期 6 5)」を加える。

様式第 1 号中

「

あやべ市民バス回数券

私は、 _____ の交付を申請します。 _____ を

あやべ市民バス健康長寿定期券

」

「

あやべ市民バス回数券

私は、 _____ の交付を申請します。 _____ に、

あやべ市民バス健康長寿定期券（健康長寿定期 6 5）

」

「

受 領 証

あやべ市民バス回数券
私は、 _____ No. _____ を確かに受け取りました。

あやべ市民バス健康長寿定期券

を

年 月 日

ご署名 _____

」

「

受 領 証

あやべ市民バス回数券
私は、 _____ No. _____ を確かに受け取りました。

あやべ市民バス健康長寿定期券

に

(健康長寿定期65)

年 月 日

ご署名 _____

改める。

様式第2号中「健康長寿定期券」の次に「(健康長寿定期65)」を加える。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 9 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 8 条第 1 項中「（法第 5 9 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、1 0 0 分の 8 0）」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次の各号に掲げる者に係る利用にあつては、当該各号に定める額を支払うものとする。

- (1) 法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者 利用料の 1 0 0 分の 8 0 に相当する額
- (2) 法第 5 9 条の 2 第 2 項に規定する前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する者 利用料の 1 0 0 分の 7 0 に相当する額

第 8 条第 2 項中「第 2 号に定める要支援 1」を「第 2 号イに定める要支援 1 又は同号ロに定める要支援 2」に改め、「（法第 5 9 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、1 0 0 分の 8 0）」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次の各号に掲げる者に係る利用にあつては、当該各号に定める額を超えることができない。

- (1) 前項第 1 号に規定する者 介護予防サービス費等区分支給限度基準額の 1 0 0 分の 8 0 に相当する額
- (2) 前項第 2 号に規定する者 介護予防サービス費等区分支給限度基準額の 1 0 0 分の 7 0 に相当する額

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（指導及び監査）

第 1 0 条 市長は、指定事業者等に対してサービスの質の確保及び向上並びにサービス費用の適正化を図ることを目的に、必要に応じ指導及び監査を行うものとする。

別表第 1 中

「

介 護	訪問型サービス（第 1 号 訪問事業）	訪問介護相当サービス	指定事業者	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの
--------	---------------------	------------	-------	--

予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業		いきいき生 活支援事業 (訪問型サ ービスA)	委託事業 者	生活動作及び日常生活動作は自立できてい るが、交通手段の確保が困難であり、加齢 により負荷のかかる動作が困難である者 に対し、掃除、食事の準備、買物、ごみ出し 等の生活維持のために必要なもの	を
	通所型サ ービス(第1 号通所事 業)	通所介護相 当サービス	指定事業 者	旧法第8条の2第7項に規定する介護予防 通所介護に相当するもの	
		すこやかシ ニア教室 (通所型サ ービスA)	委託事業 者	生活機能の低下が認められ、日常生活動作 が困難になった者に対し、通所型の事業所 において、運動機能向上、口腔機能向上、 栄養機能向上等の指導を中心としたもの	

「

介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業	訪問型サ ービス(第1 号訪問事 業)	訪問介護相 当サービス	指定事業 者	地域における医療及び介護の総合的な確 保を推進するための関係法律の整備等 に関する法律(平成26年法律第83号) 第5条の規定による改正前の介護保険法 (以下「旧法」という。)第8条の2第2 項に規定する介護予防訪問介護に相当す るもの	に
		いきいき生 活支援事業 (訪問型サ ービスA)	指定事業 者又は委 託事業者	生活動作及び日常生活動作は自立できてい るが、交通手段の確保が困難であり、加齢 により負荷のかかる動作が困難である者 に対し、掃除、食事の準備、買物、ごみ出し 等の生活維持のために必要なもの	
	通所型サ ービス(第1 号通所事 業)	通所介護相 当サービス	指定事業 者	旧法第8条の2第7項に規定する介護予防 通所介護に相当するもの	
		すこやかシ ニア教室 (通所型サ ービスA)	指定事業 者又は委 託事業者	生活機能の低下が認められ、日常生活動作 が困難になった者に対し、通所型の事業所 において、運動機能向上、口腔 ^{くわう} 機能向上、 栄養機能向上等の指導を中心としたもの	

」

改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項及び第2項の改
正規定(「第2号に定める要支援1」を「第2号イに定める要支援1又は同号ロに定める
要支援2」に改める部分を除く。)については、同年8月1日から施行する。

綾部市告示第 5 0 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

付表 1 及び付表 2 中「4 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。」を削る。

付表 3 中「5 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。」を削る。

付表 4 中「4 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。」を削る。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 1 号

綾部市障害者短期入所サービス利用支援事業実施要綱（平成 1 6 年綾部市告示第 1 5 号）は、廃止する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第52号

綾部市在宅重症心身障害児者ショートステイ利用支援事業補助金交付要綱（平成27年綾部市告示第29号）は、廃止する。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市告示第53号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）法第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同条の11の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

綾部市長 山崎善也

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 申請者の名称 | 株式会社 恵友会 |
| 2 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護 |
| 3 | 事業所の名称 | 株式会社 恵友会 エトワール |
| 4 | 事業所の所在地 | 兵庫県伊丹市南本町3-1-7 ウィズ新伊丹1F |
| 5 | 指定事業所番号 | 2893300240 |
| 6 | 廃止の年月日 | 平成30年1月9日 |

綾部市告示第 5 4 号

地縁による団体「安国寺町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的を次のように変更する。

本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設その他共有財産の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の活性化及び生活環境の改善に関する事。
- (3) 地域の防火、防災に関する事。
- (4) 会員相互の人権尊重、親睦、研修及び文化教養の向上に関する事。
- (5) 会員の福利厚生に関する事。
- (6) 集会施設等の管理運営に関する事。
- (7) 共有財産の維持管理に関する事。
- (8) 山林所有財産の維持管理に関する事。
- (9) 水源林の善良な維持管理に関する事。
- (10) 山の緑を守るために育林、林道を整備して自然環境の保全管理に関する事。
- (11) その他目的を達成するために必要な事。

2 変更の年月日

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

3 変更の理由

当該団体が、解散した安国寺生産森林組合の資産を保有し、維持管理するため。

綾部市告示第55号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成9年綾部市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、平成30年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

平成30年3月30日

綾部市長 山崎善也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可燃ごみ	5,574 t
	不燃ごみ	921 t
	資源物(びん)	272 t
	〃(缶類)	71 t
	〃(ペットボトル)	73 t
	〃(白色トレイ)	2 t
	〃(衣類)	163 t
	粗大ごみ	396 t
	家電4品目	90 件
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	19 t
	泥	19 t
	計	7,600 t
し尿関係	し尿	8,300 kl
	し尿浄化槽汚泥	19,900 kl
	計	28,200 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可燃ごみ	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)	
	不燃ごみ	綾部市(委託)		綾部市(直営)
	資源物(びん)	綾部市(委託)		綾部市(売却・委託)
	〃(缶類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(ペットボトル)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	〃(白色トレイ)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	〃(衣類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	粗大ごみ	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	家電4品目	綾部市(直営)		製造業者
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	泥	綾部市(直営)		綾部市(直営)
	有害鳥獣	福知山市(直営)	福知山市(直営)	綾部市(直営)
事業系一般廃棄物	事業者	綾部市(直営・委託)		
し尿関係	し尿	綾部市(委託)	綾部市(直営)	綾部市(直営)
	浄化槽汚泥	許可業者	綾部市(直営)	綾部市(直営)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社の2業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

- (ア) 分別収集の徹底
- (イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	2 7 2 t	売却・処理委託
缶 類	7 1 t	売却
ペットボトル	7 3 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	1 6 3 t	処理委託
集団回収	1, 0 0 3 t	各地域で実施
計	1, 5 8 4 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可燃ごみ	5, 5 0 0 t
不燃ごみ	8 0 0 t
資源物(び ん)	3 0 0 t
〃 (缶 類)	7 5 t
〃 (ペットボトル)	7 5 t
〃 (白色トレイ)	2 t
〃 (衣 類)	1 2 0 t
粗大ごみ	5 0 t
家電4品目	1 2 件
有害ごみ(乾電池・蛍光管)	2 0 t
泥	2 0 t
計	6, 9 6 2 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可燃ごみ	別表1	不燃ごみ	別表2
衣 類	別表3	資源物	別表4
有害ごみ	別表4	粗大ごみ	別表5
家電4品目	別表5	泥	別表6

ウ 収集の方法

可燃ごみ	ステーション方式	不燃ごみ	ステーション方式
衣 類	ステーション方式	資源物	ステーション方式
有害ごみ	ステーション方式	粗大ごみ	戸別収集方式
家電4品目	戸別収集方式	泥	戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	綾部市クリーンセンター		
所在地	綾部市野田町須知山110番地の10		
型式	固形燃料製造施設	可燃ごみ固形燃料化方式	
公称能力	固形燃料製造施設	50 t / 16 h	

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 7 5 0 t
早田グループ 株式会社	2, 7 5 0 t
直接搬入	2, 0 0 0 t
計	7, 5 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 1 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 1 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	2 2 0 t	三重県伊賀市 兵庫県たつの市
布 団 類	8 0 t	三重県伊賀市 京都府南丹市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
刈 草・街路樹	1 0 0 t	京都府南丹市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

①処分場名 綾部市最終処分場
 所在地 綾部市野田町須知山110番地の10
 全体容量 78, 000m³
 残余容量 2, 700m³

②処分場名 綾部市第2最終処分場
 所在地 綾部市野田町須知山33番1
 全体容量 46, 000m³
 残余容量 45, 950m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分	数 量	
株式会社 エフ・イーサービス	2 2 0 t	
早田グループ 株式会社	2 2 0 t	
直 営	覆 土	5 0 0 t
	中間処理残渣	5 0 0 t
	汚泥残渣	7 0 t
	粗大ごみ	2 5 t
	泥	2 0 t
直 接 搬 入	4 6 0 t	
福知山市 (中間処理残渣)	5 t	
年 間 埋 立 容 量	3, 5 0 0 m ³	

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿	8, 300	kl
浄 化 槽 汚 泥	19, 900	kl
計	28, 200	kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 60kl/日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス	16, 200	kl
早田グループ株式会社	12, 000	kl
計	28, 200	kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 59m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 7, 459人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区
 4, 728人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 100人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 13, 749人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日
 平成30年4月1日

(別表1)
1 可燃ごみ (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

曜日	収 集 地 域
月・木	山家地区 口上林地区 中上林地区 奥上林地区 寺町東 寺町西 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田野町 野田町 並松町 柴水ヶ丘
火・金	東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 広小路 新広小路 宮代町 明知町 田町 新町 新宮町 幸通 駅前 月見町 天神町 南西町 北西町 中ノ町 川糸町 綾中町 若松町 西町団地 西新町 青野町 弥生団地 井倉新町団地 東・中・西神宮寺 相生町 グランブルー グンゼ 味方町 市役所

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	収 集 地 域
月・木	物部地区 志賀郷地区 豊里地区 吉美地区 井倉町 プレシラス 七百石(大谷)
火・金	東八田地区 西八田地区 中筋地区

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
月・木コース 12月29日(土)
火・金コース 12月30日(日)

(別表2)
2 不燃ごみ

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

		集 地 域												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
4	9	6	4	1	5	10	7	5	9	6	6			
18	23	20	18	22	19	24	21	19	23	20	20			
4	9	6	4	1	5	10	7	5	9	6	6			
18	23	20	18	22	19	24	21	19	23	20	20			

【収集委託業者 早田グループ(株)】

(別表3)
3 衣類収集

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集 地 域
												Aエリア 奥上林地区 山家地区 寺町東 寺町西 田野町 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田町 新宮町 新町 東・中・西神宮寺 月見町 西町団地 紫水ヶ丘 並松町 野田町 味方町
												Bエリア 中上林地区 口上林地区 川糸町 東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 北西町 南西町 若松町 中ノ町 西新町 天神町 幸通 広小路 新広小路 相生町 宮代町 駅前 青野町 弥生団地 井倉新町団地 綾中町 グランブルー・グンゼ
												Aエリア 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区 井倉町 プレシアス 七百石(大谷)
												Bエリア 東八田地区 西八田地区 中筋地区

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

(別表4)
4. 資源及び有償ごみ

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域 及 び 業 者 名	
												【収集委託業者(株)エフ・イーサービス】	【収集委託業者 早田グループ(株)】
3	1	1	6月29日	7月31日	4	3	1	11月30日	12月28日	1	1	上野町 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	井倉町 プレミアス タ陽ヶ丘
4	8	5	3	1	5	4	2	4	8	5	5	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	高津町 岡町
5	9	6	4	2	6	5	6	5	9	6	6	青野町	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪
6	10	7	5	3	7	10	7	6	10	7	7	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー クンゼ	延町 上延町 安場町
10	11	8	6	7	11	11	8	7	11	8	8	弥生団地 井倉新町団地 北西町 南西町 駅前 新町 田町 新宮町	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗揚
12	15	12	10	9	13	12	9	11	15	12	12	月原町 東・中・西神宮寺	栗町 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市東 私市
13	17	14	12	17	14	16	13	13	17	14	14	上野町 田野町 総部合同宿舎 上野団地	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路
17	18	15	13	21	19	18	15	14	18	15	15	若松町 寺町東 寺町西 市役所	志賀郷地区全域 七百石(大谷)
18	22	19	18	22	20	19	16	18	22	19	19	奥上林地区全域 弓削 大町	岡倉 栗町(大谷・大野) 大島 鍛冶屋 中 日向 木城奥 下市 須波伎 新庄
19	23	20	19	23	21	23	20	19	23	20	20	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 旭町 大町(大杉) 遊里 清水 睦志 辻 水梨 市野瀬 市志 豊原町	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町
20	24	21	20	24	25	24	21	20	24	21	22	浅原 小田 西屋 神谷 日置谷 殿 引地 真野 寺町 東山町 鹿栖町(奈留)	上八田 七百石(大日) 中筋 岡安 洲垣
24	25	22	24	28	27	25	22	21	25	22	26	西原町 鹿栖町(長瀬) 口上林地区全域	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鉢場 高槻 大石 愛宕 七百石
26	29	26	26	30	28	26	27	25	29	26	28	橋上町 広瀬町 釜輪町 戸奈瀬町 上原町 下原町 下簀地町 和木町 鹿栖町	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台
27	31	28	27	31	10月2日	30	29	27	31	28	29	紫水ヶ丘 味方町	鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 見内 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目

(別表5)
5 粗大ごみ

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

4月6日	6月29日	上町、東本町、西本町、本町4・5・6・7・8丁目、明知町、宮代町、相生町、幸通、中ノ町、広小路 新広小路、西新町、天神町、西町団地、紫水ヶ丘、味方町
9月14日	12月7日	
4月13日	7月6日	グランブルー、グンゼ、青野町、綾中町、川糸町、野田町、並松町、井倉町、プレシマス
9月21日	12月14日	
4月20日	7月13日	弥生団地、井倉新町団地、北西町、南西町、駅前、新町、田町、新宮町、月見町、東・中・西神宮寺 上野町、田野町、綾部合同宿舎、上野団地、若松町、寺町東、寺町西
9月28日	12月21日	
4月27日	7月20日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
10月5日	12月28日	
5月11日	7月27日	中筋2地区(岡町、延町、烏ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
10月12日	2月15日	
5月18日	8月3日	豊里地区全域
10月19日	2月22日	
5月25日	8月10日	物部地区全域 志賀郷地区全域
10月26日	3月1日	
6月1日	8月17日	吉美地区全域 西八田地区全域
11月2日	3月8日	
6月8日	8月24日	東八田地区全域
11月9日	3月15日	
6月15日	8月31日	山家地区全域 口上林地区全域
11月16日	3月22日	
6月22日	9月7日	中上林地区全域 奥上林地区全域
11月30日	3月29日	

平成30年度 早田グループし尿収集日程表

(別表8)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
11	14	12	11	9	10	11	12	11	15	12	12	栗上、栗町
12	15	13	12	10	11	12	13	12	16	13	13	栗橋、栗揚 栗町大谷、栗町大野
13	16	14	13	16	12	16	14	13	17	14	14	上、中、下位田、旭ヶ丘
19	22	21	20	22	19	22	21	19	23	20	20	壺里
27	31	29	31	30	28	31	30	28	31	28	29	里町

◎ 収集業者 早田グループ株式会社

◎ お問い合わせ事項

- くみ取り券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - 当日くみ取り付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない場合は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
 - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取り券はそれまでに必ず準備しておいてください。
 - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
 - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑(旭4-2-1500)へお申込みください。
 - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに、最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの募集内容に変更が生じた場合

綾部市衛生公苑(旭4-2-1500) 市民・国保課戸籍住民担当(42-3280内線263)へ変更届を提出してください。
- 窓口業務時間について

土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。

5 その他

- 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
- 収集日当日は、作業道路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
- バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
- 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
- 下水道、浄化槽、農業排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
3	1	1	3	1	8/31	2	1	3	4	1	1	延近、門、久保、高尾野 小嶋
4	2	5	4	2	3	3	2	4	7	4	5	中山原、下村、大又、奥内 野瀬、下八田町
5	8	6	5	3	4	4	6	5	8	5	6	栗橋、黒谷、八代、大石 藤橋寺
6	9	7	6	6	5	5	7	6	9	6	7	中山、内谷、大野、藏岩
9	10	8	9	7	6	9	8	7	10	7	8	小西、御治屋、中、日向 木城炭
10	11	11	10	8	7	10	9	10	11	8	11	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
16	17	15	17	17	13	17	15	14	18	15	15	岡倉、籠、今田、大島
17	18	19	18	20	14	18	16	17	21	18	18	岡安、洲垣、中筋、七百石
18	21	20	19	21	18	19	20	18	22	19	19	志摩、志賀、向田 別所、篠田
20	23	22	24	23	20	23	22	20	24	21	22	西坂、新庄
23	24	25	25	24	21	24	26	21	25	22	25	安国寺、新町、中町 上町、藤餅場
24	25	26	26	27	25	25	27	25	28	25	26	須田町、多田町、小豆町、田原町 高野、上八田
25	29	27	27	28	26	26	28	26	29	26	27	石原、小貝、淵、私市東、私市
26	30	28	30	29	27	30	29	27	30	27	28	上市、下市 須成、岸田、白道路
4月2日	5月7日	6月4日	7月2日	8月13日	8月14日	10月1日	10月5日	10月15日	10月19日	11月15日	3月4日	
28日	18日	18日	23日	14日	15日	28日	29日	29日	29日	29日	28日	笠巻日

綾部市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、平成30年度固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第57号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年4月1日

綾部市長 山崎 善也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村 上 芳 朗	広小路二丁目13-3
平 田 和 生	駅前通17
岸 見 金 一	相生町23-4
林 多 嘉 子	月見町上正屋33
四 方 和 佳 子	神宮寺町西谷3
安 村 弘 子	寺町堂ノ前9-1
ツ バ メ 会	井倉町樋ノ元14-1
山 内 みや子	青野町西ノ後15-13
若 宮 酒 造 (株)	味方町薬師前4
雨 林 洋 子	田野町風久呂1-3
佐々木 弥 生	寺町門田25-1
八 田 邦 子	綾部市味方町薬師谷300-41
改 森 基 二	西町二丁目115
高 本 裕 幸	本町四丁目1-5
木 下 和 美	本町七丁目69
荻 野 義 則	西町一丁目57-1
永 井 庸 律	岡町斗代25
村 上 敏 夫	大島町沓田11-3
羽 室 至	岡町弓場4-1
清 水 由美子	栗町ウケ川30
大 島 ストア一	豊里町福垣153
四 方 善 次	里町西ノ糸11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根35

告 示

氏 名	住 所
中上林地域振興協議会	八津合町縄手 1
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田 1 5
綾 部 会 館	味方町石風呂 5 0 - 5
栗文化センター	栗町相定 4 7 - 3

- 2 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

綾部市告示第 5 8 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、綾部市下水道使用料等及び簡易水道料金の徴収業務等を下記のとおり委託したので、同法第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 委託先の主たる事務所の所在地及び名称
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205
株式会社エコシテイサービス
代表取締役 古川 一弘
- 2 委託業務の範囲
 - (1) 簡易水道料金と下水道使用料等の徴収業務及び簡易水道の給水停止執行業務
 - (2) 簡易水道の開閉栓業務
 - (3) その他関連する業務
- 3 対象区域
綾部市内及び綾部市が指定する場所
- 4 委託期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第59号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき上水道料金の徴収業務等を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成30年4月1日

綾部市長 山崎 善也

- 1 委託先の主たる事務所の所在地及び名称
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205
株式会社エコシテイサービス
代表取締役 古川 一弘
- 2 委託業務の範囲
 - (1) 上水道料金の徴収業務及び給水停止執行業務
 - (2) 上水道の開閉栓業務
 - (3) その他関連する業務
- 3 対象区域
綾部市内及び綾部市が指定する場所
- 4 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

綾部市告示第60号

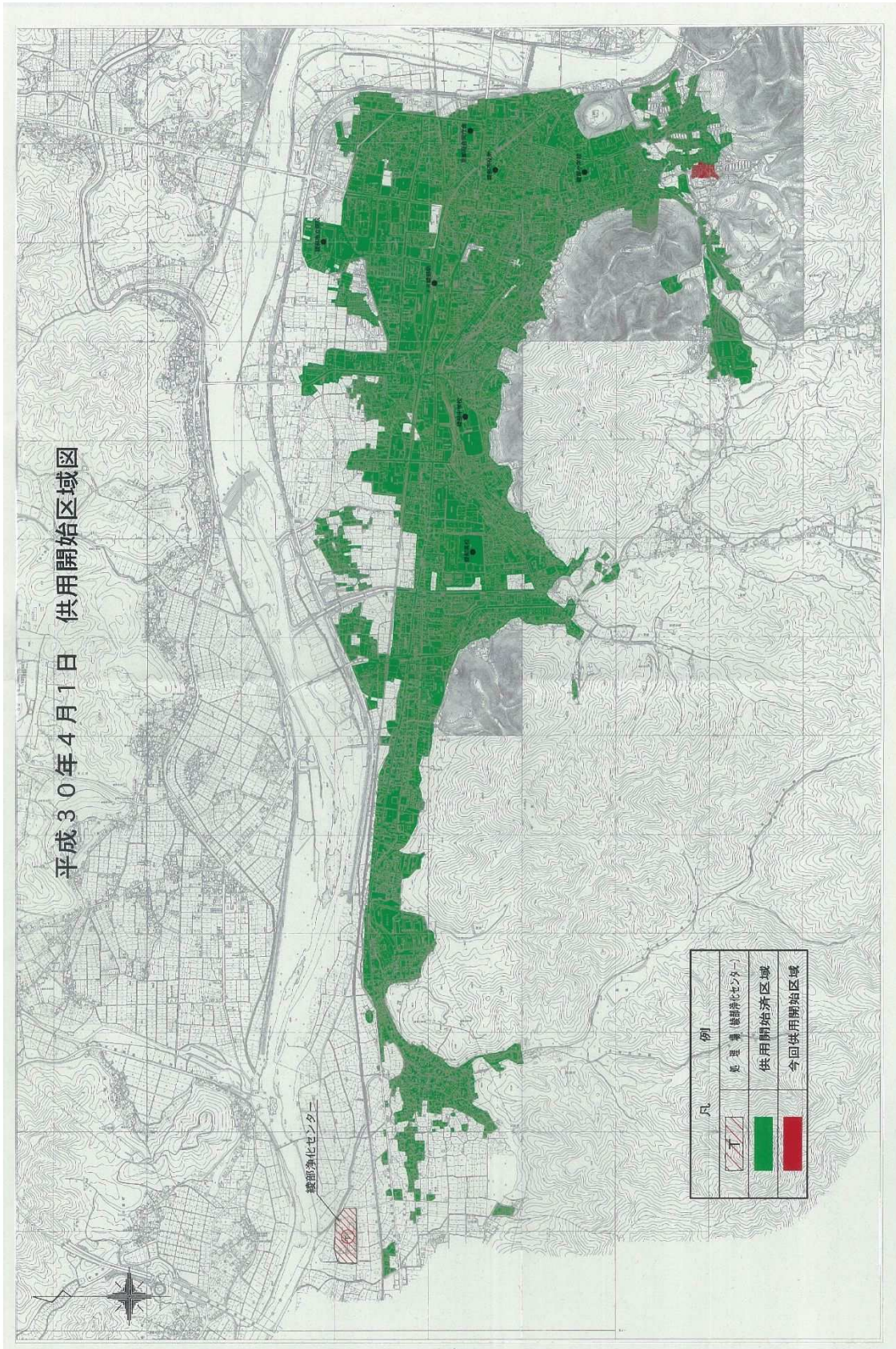
下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成30年 4月 1日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|----------------------------|-------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 平成30年 4月 1日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 寺町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 寺町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 平成30年 4月 1日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 寺町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |



綾部市告示第 6 1 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 3 0 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 2 0 番地の 1

2 委託の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 6 2 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 3 0 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 6 5 番地

氏 名 公益社団法人 京都府獣医師会
会長理事 清 水 弘 司

2 委託の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 6 3 号

市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、くらしの資金償還金、市営住宅使用料、幼稚園保育料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、介護保険料、簡易水道使用料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項及び第 158 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項並びに綾部市会計規則第 33 条第 2 項（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 2 7 号
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町 9 0 0 番地
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 0 番 1 号

株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号
----------	-------------------------

2 委託の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第64号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

綾部市訓令甲第2号

庁 中 一 般

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程を次のように定める。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づき、職員等からの公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員並びに綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成27年綾部市規則第14号）第2条第2項に規定する臨時的任用職員
- (2) 市の出資する団体の役員及び職員
- (3) 市と委託、請負その他の契約を締結している事業者が行う当該契約に基づく業務に従事する者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する市の公の施設の管理業務に従事する者

2 この規程において「公益通報」とは、職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市若しくは職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市長に通報することをいう。

3 この規程において「公益通報者」とは、公益通報を行った職員等をいう。

4 この規程において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかに該当する事実をいう。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実
- (2) 市民の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与えるおそれのある事実
- (3) 前2号に掲げるもののほか職務上行われた市民全体の利益に反する事実

(公益通報窓口の設置)

第3条 職員等からの通報を処理するため、公益通報窓口を職員担当課に設置する。

(公益通報の実施)

第4条 職員等からの公益通報は、原則として通報者の氏名及び連絡先を明らかにして行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、匿名で行うことができる。

(公益通報者の責務)

第5条 職員等は、公益通報に際しては、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。

2 公益通報者は、公益通報に関して行われる調査に協力しなければならない。

(公益通報処理委員会)

第6条 公益通報を処理するため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員会の構成は、別表のとおりとする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員長、副委員長及び委員は、自らが行った行為に係る公益通報を処理することができない。

8 委員会の庶務は、職員担当課において処理する。

(調査の実施)

第7条 職員担当課長は、公益通報を受けたときは、直ちに委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を受けたときは、直ちに委員会を招集し、調査の必要があると認めるときは、調査を行うものとする。

3 職員担当課長は、前項の規定により調査を行う場合はその旨を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、公益通報者に連絡しなければならない。

(調査結果の報告)

第8条 委員長は、調査の結果、当該公益通報に関し、通報対象事実があると認めるときは、その内容を証する資料とともに市長に報告しなければならない。

2 委員長は、調査の結果、当該公益通報に関し、通報対象事実があると認められなかったとき又は調査を尽くしても通報対象事実が判明しないときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(報告後の措置)

第9条 市長は、委員長から調査結果の報告を受けたときは、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、通報対象事実該当する行為を行った職員等に対し、懲戒処分その他の必要な措置を講じるものとする。

3 職員担当課長は、調査の結果及び前項の規定により講じた措置について公益通報者に報告しなければならない。ただし、匿名による公益通報又は報告を希望しない公益通報については、この限りでない。

(公益通報者の保護)

第10条 市長は、公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対し、不利益な取扱

いをしてはならない。

(秘密保持等)

第 1 1 条 公益通報の処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 公益通報を受けた事案について、特別の利害関係を有する職員は、当該公益通報に係る事務に関与してはならない。

(その他)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

委 員 長	副市長
副 委 員 長	総務部長
委 員	企画財政部長
	市民環境部長
	福祉保健部長
	農林商工部長
	定住交流部長
	建設部長
	消防長
	上下水道部長
	議会事務局長
	教育部長

綾部市訓令甲第3号

庁 中 一 般

綾部市特定個人情報取扱規程を次のように定める。

平成30年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定個人情報取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 体制（第4条—第8条）
- 第3章 特定個人情報の取扱い（第9条—第17条）
- 第4章 個人番号利用事務等の業務の委託等（第18条）
- 第5章 情報漏えい等事案への対応（第19条）
- 第6章 点検及び監査等の実施（第20条—第22条）
- 第7章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、綾部市が行う個人番号利用事務及び個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）における特定個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語の意義は、番号法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員並びに綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成27年綾部市規則第14号）第2条第2項に規定する臨時的任用職員をいう。
- （2）外部有識者等 綾部市から報酬等の支払を受ける外部有識者その他支払調書等の作

成の対象となる者をいう。

(3) 扶養親族 所得税法（昭和40年法律第33号）第83条に定める配偶者控除の対象となる控除対象配偶者、同法第83条の2に定める配偶者特別控除の対象となる配偶者、同法第84条に定める扶養控除の対象となる控除対象扶養親族並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3、同法第317条の3の2及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条の3の2において給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族をいう。

(4) 特定個人情報取扱者 特定個人情報を取り扱う事務の担当者をいう。

（事務の範囲）

第3条 綾部市が行う個人番号利用事務は、番号法及び綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年綾部市条例第37号。以下「番号条例」という。）に規定する事務とする。

2 綾部市が行う個人番号関係事務は、番号法に基づき、職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人から特定個人情報の提供を受け、当該特定個人情報が記載された法定調書等を作成し、他の個人番号利用事務等実施者に提出する事務とする。

第2章 体制

（総括責任者）

第4条 各機関における特定個人情報の管理に関する事務を総括するため、総括責任者を1人置き、総務部長をもって充てる。

（保護責任者）

第5条 個人番号利用事務等における特定個人情報の適正な取扱い並びに円滑な運用及び管理を図るため、保護責任者を置き、事務を主管する所属長をもって充てる。

2 保護責任者は、特定個人情報取扱者及びその役割を事務取扱担当者一覧（様式第1号）により指定し、特定個人情報取扱者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 保護責任者は、特定個人情報取扱者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定するものとする。

4 保護責任者は、特定個人情報の取扱いに関する事務マニュアル（様式第2号）により個人番号利用事務等の流れを整理し、管理段階ごとに安全管理措置を織り込むこととする。

5 保護責任者は、次に掲げる組織体制を整備するものとする。

(1) 特定個人情報取扱者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

(2) 特定個人情報の漏えいその他の番号法違反（以下「情報漏えい等」という。）事案が発生し、又は兆候を把握した場合の対応体制及び報告連絡体制

(3) 特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の役割分担及び責任の明確化

(特定個人情報取扱者の責務)

第6条 特定個人情報取扱者は、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに保護責任者の指示に従い、特定個人情報を取り扱わなければならない。

(監査責任者)

第7条 特定個人情報の管理の状況について監査するため、監査責任者を1人置き、総務課長をもって充てる。

(研修)

第8条 総括責任者及び保護責任者は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる研修を行うものとする。

- (1) 特定個人情報取扱者 特定個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修
 - (2) 特定個人情報取扱者のうち特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事するものの番号法第29条の2に定めるサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修
- 2 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行うものとする。
 - 3 総括責任者は、保護責任者に対し、当該所属における特定個人情報の適正な管理のために必要な研修を行うものとする。
 - 4 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報取扱者に対し、特定個人情報の適切な管理のために、研修への参加の機会の付与その他必要な措置を講じるものとする。
 - 5 総括責任者は、研修を行うに当たり、特定個人情報に関する研修計画（様式第3号）を策定し、研修計画に基づき研修を実施するものとする。

第3章 特定個人情報の取扱い

(特定個人情報の収集)

第9条 特定個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

- 2 特定個人情報取扱者は、第3条に規定する事務を処理するために必要があるときは、利用目的をあらかじめ明示した上で、個人番号の提供を求めるものとする。

(特定個人情報の利用)

第10条 特定個人情報の利用は、事務において必要最小限の範囲で行うものとし、保護責任者は、そのために必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護責任者は、特定個人情報取扱者に対して、特定個人情報の利用目的を達成するために必要最小限の範囲で利用権限を付与し、利用権限を有しない者に特定個人情報を利用させてはならない。
- 3 特定個人情報取扱者は、利用権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報を利用してはならない。

4 特定個人情報取扱者は、業務上の目的で特定個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護責任者の承認を得た上で行わなければならない。

- (1) 特定個人情報の複製
- (2) 特定個人情報の送信
- (3) 特定個人情報の送付又は持出し
- (4) その他特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

5 特定個人情報取扱者は、特定個人情報取扱者以外の者による情報の漏えい等を防止するため、第15条第1項に規定する取扱区域であって、適当な作業スペースの確保、間仕切りの設置等の措置が講じられた区域内において、個人番号利用事務等を行うことに努めなければならない。

(特定個人情報の保存及び管理)

第11条 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、関係法令及び綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）に定める期間保存しなければならない。

2 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、施錠可能な場所に保管する等の方法により適正に管理しなければならない。

3 特定個人情報が電磁的記録により保管され、及び管理される場合は、綾部市情報セキュリティポリシーに定める方法により適正に管理しなければならない。

4 特定個人情報が電磁的記録による場合は、インターネットに接続された情報通信機器及び端末にその情報を保存してはならない。

(特定個人情報の提供)

第12条 特定個人情報は、番号法及び番号条例により認められている場合においてのみ提供することができる。

2 前項の提供に当たっては、厳重な管理方法によって行わなければならない。

3 職員等は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法及び番号条例で定める場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の廃棄及び削除)

第13条 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、関係法令及び綾部市文書取扱規程により定められた保存期間を超えた場合に廃棄及び削除を行うものとする。

2 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体の廃棄及び削除に当たっては、保護責任者の指示により、容易に復元できない方法により適切に行うものとする。

(特定個人情報の取扱状況の記録)

第14条 保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管、持出し等の取扱状況について、特定個人情報管理台帳（様式第4号）及び特定個人情報ファイル持出し記録簿（様式第5号）により記録しなければならない。

(取扱区域)

第15条 保護責任者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、取扱区域（様式第6号）により指定した上で、書類等の盗難又は

紛失等を防止するために、特定個人情報が記録された文書を施錠可能な場所に保管し、又は持ち運ぶ必要が生じた場合には容易に個人番号が判明しないよう対処する等の物理的な安全管理措置を講じなければならない。

(電子媒体における安全の確保等)

第16条 保護責任者は、電子媒体において特定個人情報を取り扱う場合は綾部市情報セキュリティポリシーに基づく安全管理措置を講じなければならない。

2 特定個人情報取扱者は、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続運用規程等が示す安全管理措置を遵守しなければならない。

3 保護責任者は、個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステムの構築又は運用体制の整備を行うものとする。

(特定個人情報保護評価)

第17条 保護責任者は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）の定めるところにより、当該特定個人情報ファイルの保有前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

第4章 個人番号利用事務等の業務の委託等

(業務の委託等)

第18条 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託を受ける者において、番号法に基づき綾部市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認しなければならない。

2 保護責任者は、前項の委託をする場合は、当該委託契約書に、特定個人情報の取扱いに関する特記事項を規定するとともに、委託を受けた者に対し、綾部市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を再委託する場合は、再委託を受ける者の個人番号利用事務等の取扱いについて適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。

第5章 情報漏えい等事案への対応

(事案の報告及び対応)

第19条 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員等がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員等は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護責任者に報告するものとする。

2 保護責任者は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、直ちに総括責任者に報告するものとする。

3 前項の報告があった場合において、総括責任者は速やかに個人情報保護委員会に必要

事項を報告するものとする。

第6章 点検及び監査等の実施

(点検)

第20条 保護責任者は、自ら管理責任を有する特定個人情報の管理状況について定期又は随時に点検を行い、その結果を総括責任者に報告するものとする。

2 総括責任者は、必要があると認めるときは、保護責任者に対し、管理状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

3 総括責任者は、第1項の規定による報告の内容又は前項の報告の内容若しくは調査の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、当該保護責任者に対し、管理方法の改善を指示するものとする。

4 保護責任者は、前項の規定による指示の内容を踏まえ、必要な措置を講じ、その結果を総括責任者に報告するものとする。

(監査)

第21条 監査責任者は、特定個人情報管理の状況について、定期又は随時に点検又は監査を行い、その結果を総括責任者に報告するものとする。

2 監査責任者は、監査を行うに当たり、特定個人情報に関する監査計画（様式第7号）を立案し、総括責任者の承認を得るものとする。

(評価及び見直し)

第22条 総括責任者は、第20条の点検又は前条の監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、本規程等の見直し等の措置を講じるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

事務取扱担当者一覧

	部	課	氏名	役職	事務	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注：適宜、行を追加すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日
部
課

特定個人情報の取扱いに関する事務マニュアル
(に関する事務)

各事務手続の実施に当たっては、綾部市特定個人情報取扱規程を遵守する。

区 分	概 要（主な留意点等）

注：適宜、行を追加すること。

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日
部 課

年度 特定個人情報に関する研修計画

	実施時期	研修名	対象者	実施方法	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注：適宜、行を追加すること。

様式第4号（第14条関係）

特定個人情報管理台帳

番号	特定個人情報ファイル	利用目的	事務取扱担当者	取扱部署	登録		廃棄		責任者 検印	
					年月日	年月日	年月日	年月日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						年 月 日	年 月 日	年 月 日		

「登録」については、システムにおける保有特定個人情報ファイルを受受し、システムへの登録が完了した年月日を記載するものとする。

「廃棄」については、システムにおける保有特定個人情報ファイルの消去及び公文書における保有特定個人情報ファイルの廃棄がともに完了した年月日を記載するものとする。

様式第6号(第15条関係)

年 月 日
庁舎 階

取 扱 区 域

A large empty rectangular box with a black border, occupying most of the page. It is intended for the main content of the document.

様式第7号（第21条関係）

年 月 日
部
課

年度 特定個人情報に関する監査計画

1 監査計画

1	監査目的	
2	監査範囲	
3	被監査部門	
4	監査方法	
5	監査実施日程	
6	監査実施体制	
7	適用基準	

2 監査結果のフォローアップ

総括責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずることとする。

綾部市公告第 28 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 30 年 3 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称
平成 29 年度 市府民税 督促状

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
以下掲示済み

綾部市公告第 3 4 号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第 1 3 条第 1 項第 1 号に基づく指定業者を次により公表
します。

平成 3 0 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 新たに指定する業者

事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	指 定 日
勝 井 設 備	勝 井 弘 司	福知山市大江町小原田 1 1 3 2 番地	平成 30 年 4 月 1 日

指定申請内容

指定番号	事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	技 術 者 数
2 1 3	勝 井 設 備	勝 井 弘 司	福知山市大江町小原田 1 1 3 2 番地	3

綾部市公告第 3 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 3 0 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 3 0 年 3 月 1 5 日から平成 3 0 年 3 月 3 0 日まで

綾部市公告第31号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、平成30年4月16日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成30年4月16日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこれを申し出ることができる。

平成30年3月15日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

自 平成30年 3月15日
至 平成30年 4月16日

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項

提出先 綾部市役所 農林商工部農林課

提出方法 書面によるものとする。

注意事項 (1) 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。

(2) 意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

(3) 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項

申出先 綾部市役所 農林商工部農林課

申出方法 書面によるものとする。

注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印し

て行うこと。

- (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
- (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

綾部市公告第 3 2 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

平成 30 年 3 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

平成 3 0 年 3 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

清水自治会

(2) 区域

綾部市五津合町中段 2 番地から五津合町井関口 1 8 番地の区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市五津合町ユリノ下 4 番地の 4

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	1 9 . 1 1 平方メートル	京都府綾部市五津合町森ノ下 1 9 番 3
宅地	1 2 2 . 3 1 平方メートル	京都府綾部市五津合町ユリノ下 1 番 2
宅地	1 3 7 . 3 1 平方メートル	京都府綾部市五津合町ユリノ下 1 番 3
宅地	6 5 . 5 4 平方メートル	京都府綾部市五津合町ユリノ下 2 番 2
宅地	1 0 8 . 0 1 平方メートル	京都府綾部市五津合町ユリノ下 3 番 3
宅地	2 0 5 . 3 7 平方メートル	京都府綾部市五津合町ユリノ下 4 番 2
宅地	3 6 . 6 8 平方メートル	京都府綾部市五津合町ユリノ下 4 番 4

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名 鎌部 省平

住所 京都府綾部市五津合町鏡谷 1 4 番・1 7 番・1 8 番合地

氏名 井関 繁喜

住所 京都府綾部市五津合町榎谷 1 1 番地

氏名 鎌部 勉武

住所 京都府綾部市五津合町ユリ下 4 番地

3 公告期間

平成 3 0 年 3 月 1 6 日から平成 3 0 年 6 月 1 8 日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第 3 4 号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第 1 3 条第 1 項第 1 号に基づく指定業者を次により公表
します。

平成 3 0 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 新たに指定する業者

事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	指 定 日
勝 井 設 備	勝 井 弘 司	福知山市大江町小原田 1 1 3 2 番地	平成 30 年 4 月 1 日

指定申請内容

指定番号	事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	技 術 者 数
2 1 3	勝 井 設 備	勝 井 弘 司	福知山市大江町小原田 1 1 3 2 番地	3

綾部市水道事業管理規程第 1 号

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 3 月 29 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務分掌規程（昭和 50 年綾部市水道課管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条上水道課の項第 18 号中「公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び浄化槽使用料」を「下水道事業に係る使用料」に改め、同項第 19 号中「公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び浄化槽使用料」を「下水道事業に係る受益者負担金及び分担金並びに使用料」に改める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市消防長訓令甲第1号

消 防 本 部
消 防 署

綾部市消防署組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

綾部市消防長 柳 原 秀 一

綾部市消防署組織規程の一部を改正する訓令

綾部市消防署組織規程（昭和54年綾部市消防長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）市民防火担当

第6条第18号中「防ぎよ」を「防御」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市教育委員会
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第1号

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会事務局組織規則（昭和51年綾部市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「部長 次長」を「部長 理事 次長」に改める。

第5条第2項中「次長」を「理事及び次長」に改める。

別表学校教育課の項中「幼稚園及び」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市公民館の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市教育委員会
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第2号

綾部市公民館の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市公民館の管理及び運営規則（平成11年綾部市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

使用の場所 (該当する場所を○で囲む)	・多目的ホール ・集会室1 ・集会室2 ・会議室 ・研修室 ・調理実習室 ・和室1室 ・和室2室 ・その他()	を
------------------------	--	---

」

「

使用の場所 (該当する場所を○で囲む)	・多目的ホール ・集会室 ・会議室 ・研修室 ・調理実習室 ・和室1室 ・和室2室 ・その他()	に
------------------------	--	---

」

改める。

様式第4号中

「

使用の場所 (該当する場所を○で囲む)	・多目的ホール ・集会室1 ・集会室2 ・会議室 ・研修室 ・調理実習室 ・和室1室 ・和室2室 ・その他()	を
------------------------	--	---

」

「

使用の場所 (該当する場所を○で囲む)	・多目的ホール ・集会室 ・会議室 ・研修室 ・調理実習室 ・和室1室 ・和室2室 ・その他()	に
------------------------	--	---

」

改める。

附 則

この規則は、綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年綾部市条例第7号）の施行の日から施行する。

綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第3回（3月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年3月23日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成30年3月28日（水） 午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第8号 綾部市スポーツ推進委員の委嘱について
- 4 報告事項
 - ・中学3年生の進路状況について
- 5 事務連絡
 - ・各課からの連絡事項

綾部市選挙管理委員会告示第30号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

579人

綾部市選挙管理委員会告示第31号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

9,641人

綾部市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

4,821人

綾部市選挙管理委員会告示第33号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部小学校 体育館	綾部市上野町上野 1 6 8
第 2 投票区	綾部市市民センター 多目的ホール	綾部市並松町上溝口 1 4
第 3 投票区	綾部市武道館 競技場	綾部市西町三丁目南大坪 6 - 6
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所塚 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市立志賀小学校 体育館	綾部市志賀郷町丁田 8
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第34号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

期日前投票所の施設名	所在地
綾部市役所 本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第35号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	土井 郁夫	田野町風久呂20番地の6	久下 博史	西町三丁目北大坪3-4
2	長濱 博司	味方町薬師谷300番地の72	出口 匡史	岡町長田50-14
3	山口 和茂	青野町東青野30番地	吉松 正人	岡町堺56-1 アンリシール202
4	田中 幸子	本町七丁目62番地	新川 友規	幸通西石ヶ坪6-7 アスティムII405
5	宇野 修	井倉町須ヶ谷7番地の6	松藤 晃	上延町下雑面77番地の1
6	加藤 節郎	安場町西ノ段6番地	石原 良樹	青野町六反目27グラン・ブルーL棟102
7	大槻 富美雄	高津町楮ノ木12番地の1	平岡 靖之	高津町両岡谷31-3
8	梅原 三夫	小呂町宮ヶ迫3番地の6	植原 英一	里町西ノ糸19番地の3
9	上垣 高志	戸奈瀬町道ノ上55番地の1	四方 和之	鷹栖町風呂屋11番地
10	荻野 正由喜	下原町カジヤ3番地	中倉 司	上延町蛭子37-1
11	佐々木 武志	和木町樋ノ口23番地	山下 政和	志賀郷町梅ヶ嶋16番地
12	塩尻 澄雄	上八田町仲根7番地	村上 寛	七百石町八幡16番地
13	四方 弘二	岡安町土樋ノ下8番地の9	出口 均	寺町門田43-3
14	能勢 了	淵垣町藪下15番地	松下 修	桜が丘二丁目17-10
15	四方 哲雄	中山町梅ノ木段12番地	前田 義和	桜が丘一丁目3番地の23
16	鈴木 徹	上杉町土穴20番地の2	酒井 貴弘	桜が丘2丁目15-10
17	吉崎 伊久寿	上杉町小嶋10番地の4	川島 稔久	味方町中ノ坪66-6
18	大久保 静雄	於与岐町下ノ谷27番地	野瀬井 常樹	桜ヶ丘二丁目1番地の15
19	福田 定	黒谷町宮ノ越5番地	天野 将明	駅前通4-1
20	八木 秀夫	忠町上忠4番地	高橋 要一朗	桜ヶ丘二丁目3番地の8
21	高橋 卓朗	位田町岬65番地の2	渡辺 秀和	七百石町西岡15
22	川北 竹夫	栗町市庭87番地	梅原 俊介	若松町1番地
23	塩見 良則	今田町元立石11番地	野間 義憲	青野町館ノ後40 バリュージュ青野A102号
24	塩見 百代	小畑町中村20番地	伊賀原 司	今田町下開10番地
25	大槻 明	小貝町所塚5番地	岩崎 成樹	青野町西ノ後27-12
26	山田 皓史	物部町南柏原4番地の3	岡田 佳伯	物部町戸尻5番地の1
27	丸田 重和	物部町東物部69番地の1	大槻 康彦	桜が丘1丁目6-10
28	山内 三弘	西坂町宝勺27番地	市村 武士	上延町八反126-1
29	由良 茂文	新庄町五反41番地	大槻 秋夫	白道路町北口66番地
30	大石 博文	白道路町遠坂23番地	白波瀬 正彦	野田町広田30
31	倉橋 清己	仁和町五郎四郎17番19番の1合地	出口 勇樹	綾中町花ノ木5番地
32	松下 吉幸	向田町松原14番地の1	近松 幹太	青野町館ノ後51コーポ楓201
33	倉橋 正暢	内久井町元屋敷32番地	坂根 博之	坊口町由里26
34	瀧本 哲雄	西方町天王2番地	東 勝史	神宮寺町加迫13番地の5
35	温井 稔哉	睦合町小山ノ下72番地	馬田 雅之	井倉町館12-5
36	井上 勝哉	八津合町神谷28番地	太田 治生	井根町菱田1番地の1
37	酒井 道広	福知山市桔梗が丘4-25	鎌部 秀樹	青野町下入ヶ口12-24
38	諏訪 久朝	睦寄町長野27番地	武 宏樹	青野町大塚81-2
39	馬嶋 恒治	光野町海沢田38番地	田中 松彦	下八田町八ヶ谷1番地
40	橋本 光弘	老富町在中3番地	古和田 実	睦寄町小野田8番地

綾部市選挙管理委員会告示第36号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

期日前投票所における投票管理者・同職務代理者選任表

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
3月23日(金)	十 倉 照 子	七百石町湯ノ戸6番地	梅 原 健 太	青野町上深ケ7番地の26
3月24日(土)	高 野 俊 道	梅迫町中町38番地	吉 崎 俊 介	於与岐町田和50番地
3月25日(日)	西 田 愛 子	老富町小谷3番4番合地	志 賀 久 男	上延町下雑面84番地の1
3月26日(月)	山 田 初 代	位田町市場59番地	岸 見 茉 春	延町鳥居15-17ﾌﾟﾗﾝﾄﾞ103
3月27日(火)	高 野 俊 道	梅迫町中町38番地	上 原 達 也	延町船田5-2
3月28日(水)	十 倉 照 子	七百石町湯ノ戸6番地	古和田 いづみ	睦寄町小野田8番地
3月29日(木)	西 田 愛 子	老富町小谷3番4番合地	上 田 英 之	船井郡京丹波町妙楽寺出合98番地
3月30日(金)	山 田 初 代	位田町市場59番地	浜 木 宏 一 郎	福知山市駒場新町3-82ウッズIV101
3月31日(土)	高 野 俊 道	梅迫町中町38番地	由 良 真 一	福知山市天田249-27
4月 1日(日)	十 倉 照 子	七百石町湯ノ戸6番地	高 橋 一 彦	福知山市大江町南有路2490番地
4月 2日(月)	西 田 愛 子	老富町小谷3番4番合地	吉 崎 遼	下八田町堂ノ下21ティブルメリア106号
4月 3日(火)	山 田 初 代	位田町市場59番地	大 槻 伸 一	川糸町南古屋敷12番地
4月 4日(水)	十 倉 照 子	七百石町湯ノ戸6番地	余 田 陽 一	綾中町堂ノ元12-7
4月 5日(木)	高 野 俊 道	梅迫町中町38番地	常 塚 章 司	大島町穴見10アビシヤス201
4月 6日(金)	西 田 愛 子	老富町小谷3番4番合地	谷 怜 奈	舞鶴市字浜20番地
4月 7日(土)	山 田 初 代	位田町市場59番地	大 槻 伸 一	川糸町南古屋敷12番地

綾部市選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により平成30年4月8日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第38号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

- 1 開票場所 日東精工株式会社体育館
綾部市宮代町門ノ前20番地
- 2 開票日時 平成30年4月8日(日) 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第39号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

京都府知事選挙

開票管理者

住 所 綾部市七百石町湯ノ戸6番地
氏 名 十 倉 照 子

同職務代理者

住 所 綾部市梅迫町中町38番地
氏 名 高 野 俊 道

綾部市選挙管理委員会告示第40号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成30年3月22日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

- 1 場 所 綾部市役所本庁北3階奥会議室
綾部市若竹町8番地の1
- 2 日 時 平成30年4月5日（木）午後5時10分から

綾部市選挙管理委員会告示第41号

平成30年3月22日付け綾部市選挙管理委員会告示第35号で告示した平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

平成30年3月29日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

投票区	同職務代理者	
	氏名	住所
34	塩見 徹	青野町鵜ノ目11番地の64

綾部市選挙管理委員会告示第42号

平成30年3月22日付け綾部市選挙管理委員会告示第36号で告示した平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

平成30年3月30日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉照子

期日前投票日	投票管理者職務代理者	
	氏名	住所
3月30日(金)	谷 怜 奈	舞鶴市字浜20番地
4月 6日(金)	浜 木 宏一郎	福知山市駒場新町3-82ウッズIV101

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

綾部市公平委員会
委員長 松 井 基

綾部市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年綾部市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「教育部長」の次に「、理事」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

綾部市十倉財産区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について平成30年3月24日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

平成30年3月16日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 平成30年度綾部市十倉財産区特別会計予算について